

結婚と家族をめぐる基礎データ

令和3年9月21日
内閣府男女共同参画局

目次

| | |
|--------------|-----------|
| 1. 婚姻・離婚 | P. 2～P. 6 |
| 2. 女性の労働 | P. 7～P.13 |
| 3. 所得と結婚 | P.14～P.19 |
| 4. 女性の教育と所得 | P.20～P.22 |
| 5. ひとり親世帯の状況 | P.23～P.30 |

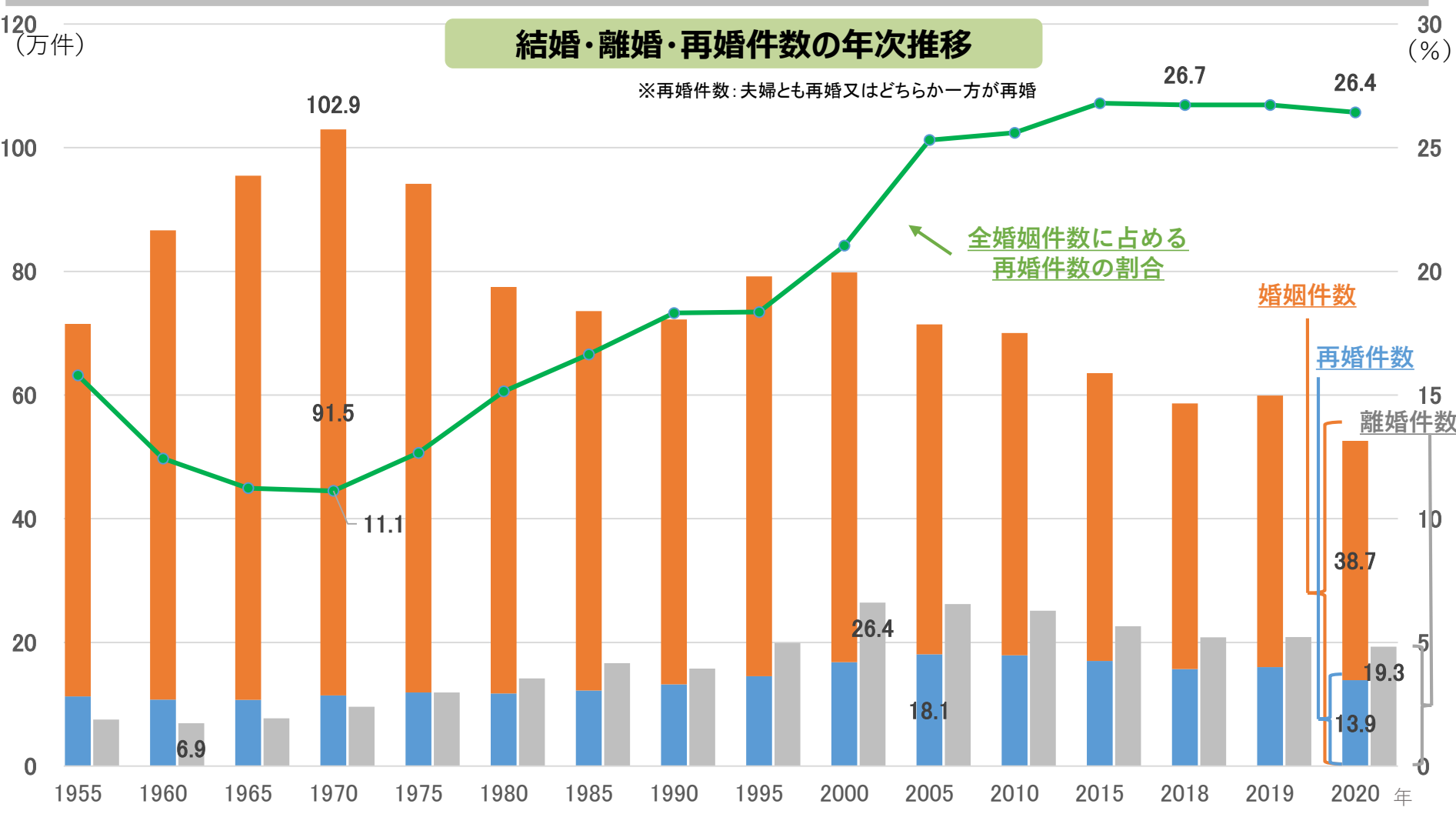
【参考】

| | |
|------------------|-----------|
| 6. 婚姻・離婚 | P.32～P.33 |
| 7. 国際結婚 | P.34～P.37 |
| 8. 女性の労働 | P.38～P.44 |
| 9. 所得と有配偶率の関係 | P.45～P.47 |
| 10. 高等教育を受ける者の状況 | P.48～P.53 |
| 11. 出生 | P.54～P.56 |
| 12. 世帯の状況 | P.59～P.60 |
| 13. ひとり親世帯の状況 | P.61～P.64 |

1 . 婚姻 · 離婚

婚姻・離婚の動向①

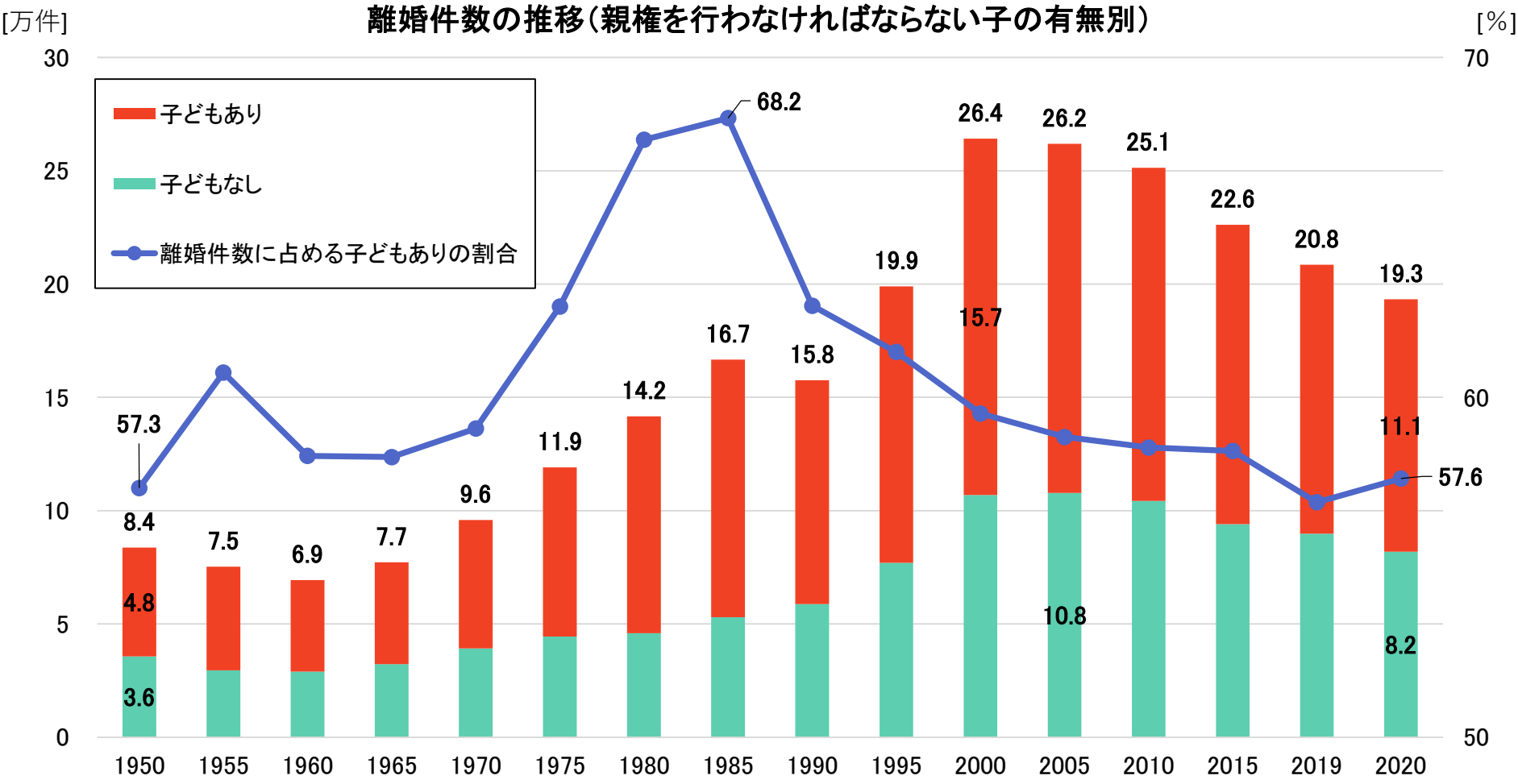
- ・離婚件数は、1960年代と比較して大幅に増加。
- ・全婚姻件数に占める再婚件数の割合は、1970年代以降、上昇傾向。近年は、婚姻の約4件に1件が再婚となっている。



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

婚姻・離婚の動向②

・近年は減少傾向にあるものの、未成年の子どもがいる離婚件数は、2020年は約11万1千件で、全体の約6割となっている。

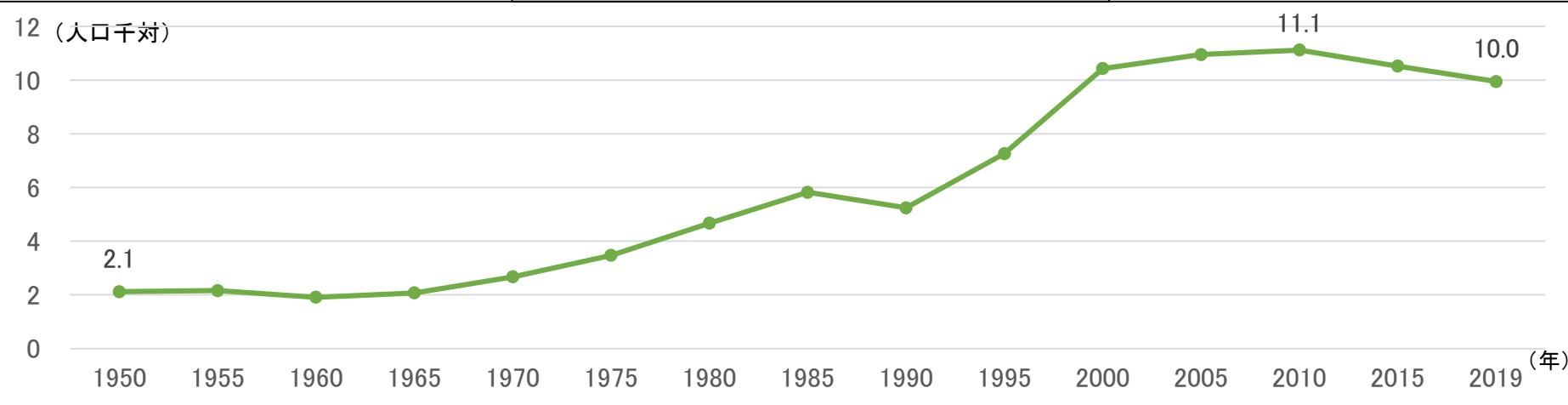


(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 (備考) 1970年以前は沖縄県を含まない。親権を行わなければならない子とは、20歳未満の未婚の子をいう。

婚姻・離婚の動向③

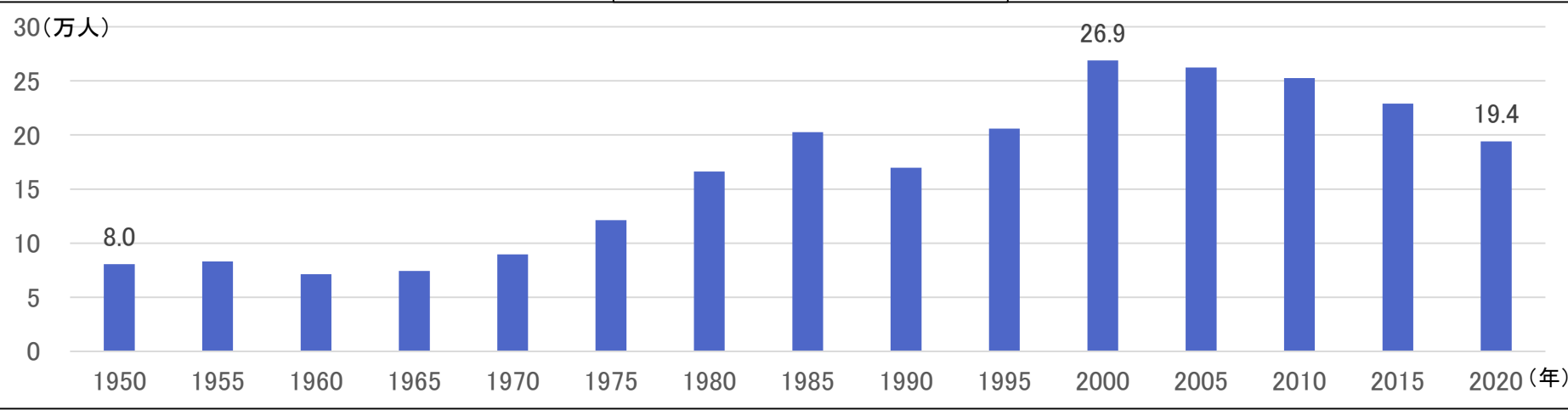
・親が離婚した未成年の子は毎年20万人ずつ生じており、未成年人口1000人に対する割合は、この20年ほど概ね10で推移している。

親が離婚した未成年の子（未成年人口千対）



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

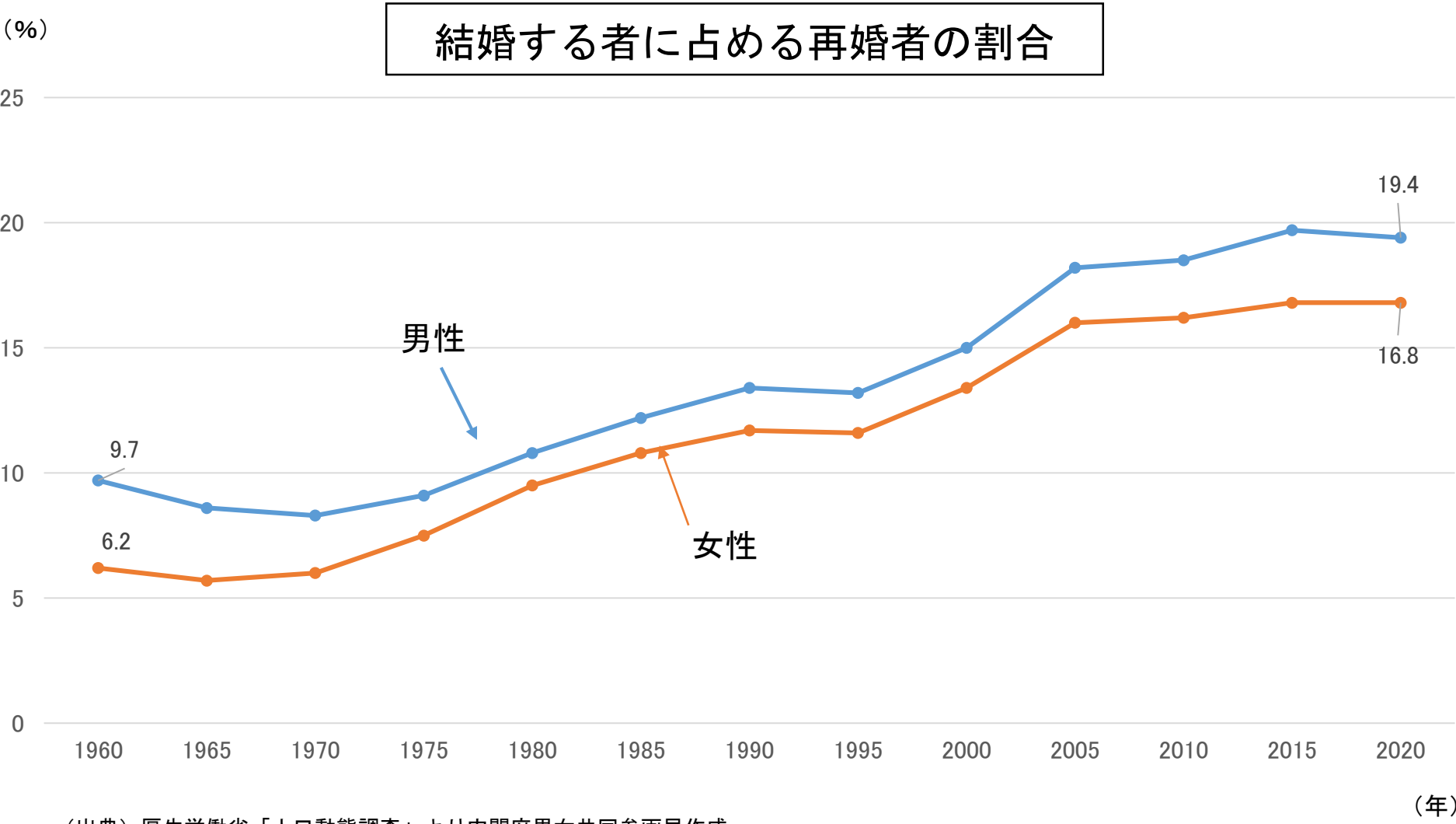
親が離婚した未成年の子の数



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

婚姻・離婚の動向④

- ・ 結婚する者に占める再婚者の割合は、男性、女性ともに増加傾向。
- ・ 再婚者の割合は、男性の方が一貫して高い。

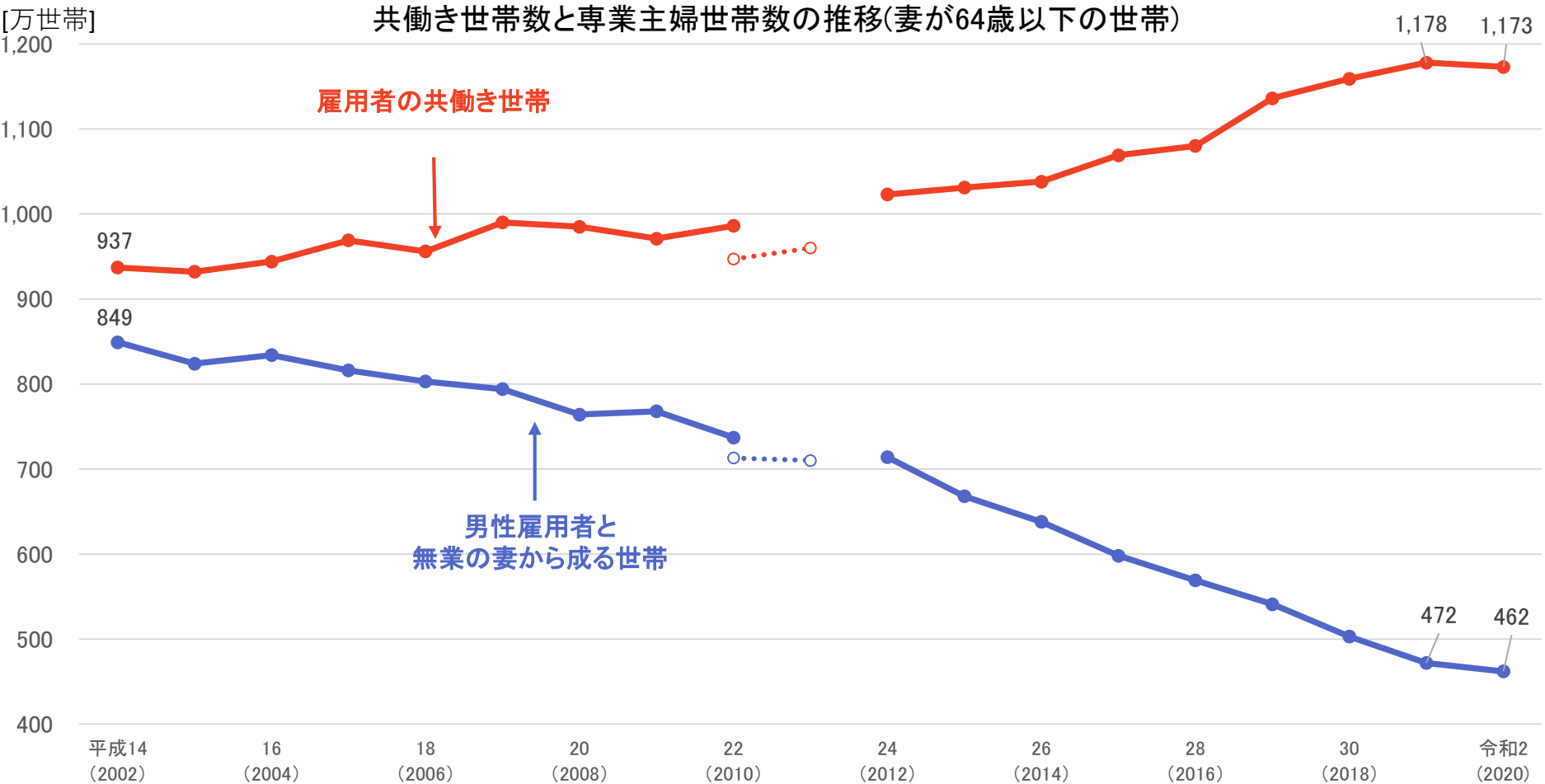


(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

2. 女性の労働

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移①

- 雇用の共働き世帯は増加傾向。
- 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）は減少傾向。 2020年では、夫婦のいる世帯全体の23.3%となっている。



(出典) 総務省「労働力調査(詳細集計)」より内閣府男女共同参画局作成。

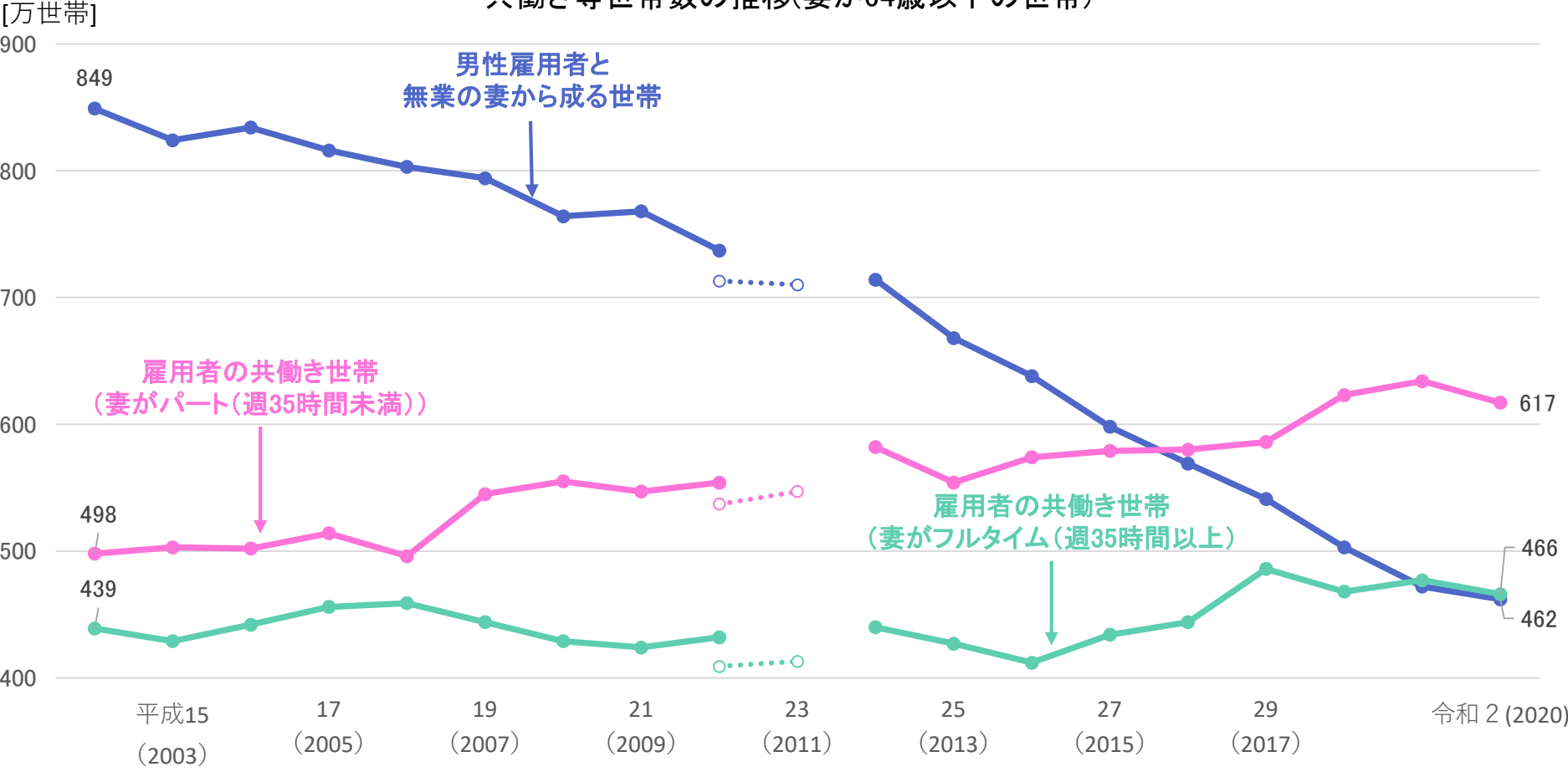
(備考) 「雇用の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ64歳以下の世帯。「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ64歳以下の世帯。平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

「夫婦のいる世帯」は、夫又は妻に農業・林業就業者や自営業者などを含み、かつ、妻が64歳以下の世帯。

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移②

- 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（妻が64歳以下の世帯）は減少傾向。2020年の世帯数（462万世帯）は2002年（849万世帯）の約2分の1となっている
- 妻がパートの共働き世帯数（妻が64歳以下の世帯）は増加傾向。
- 妻がフルタイムの共働き世帯数（妻が64歳以下の世帯）は横ばい。

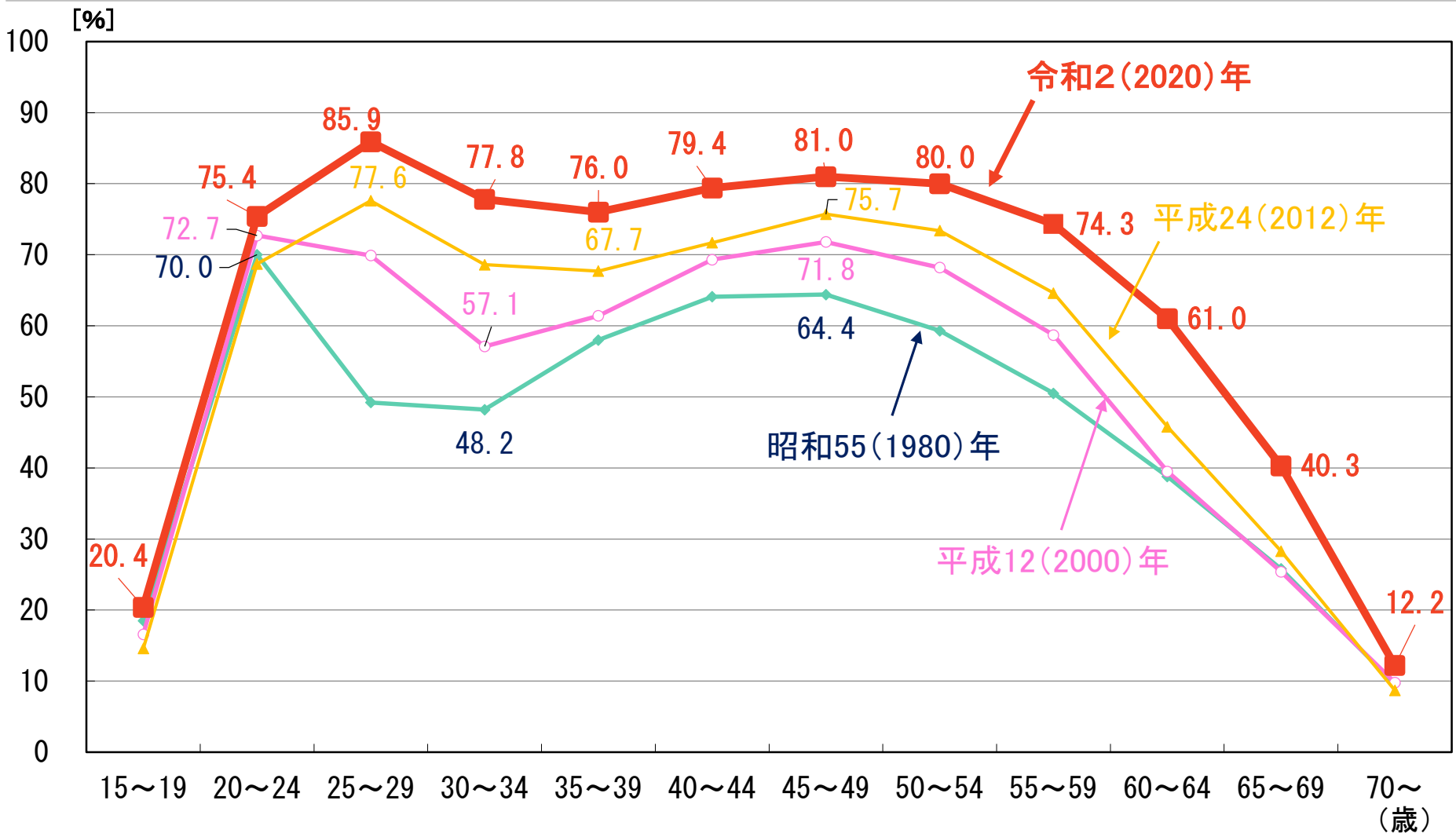
共働き等世帯数の推移(妻が64歳以下の世帯)



(出典) 総務省「労働力調査(詳細集計)」より内閣府男女共同参画局作成。
 (備考) 1. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ64歳以下の世帯。平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ64歳以下の世帯。
 2. 「雇用の共働き世帯（妻がパート（週35時間未満）」）とは、夫は非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）で、妻は非農林業雇用者で週35時間未満かつ64歳以下の世帯。
 3. 「雇用の共働き世帯（妻がフルタイム（週35時間以上）」）とは、夫は非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）で、妻は非農林業雇用者で週35時間以上かつ64歳以下の世帯。
 4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

女性の年齢階級別労働力率の推移

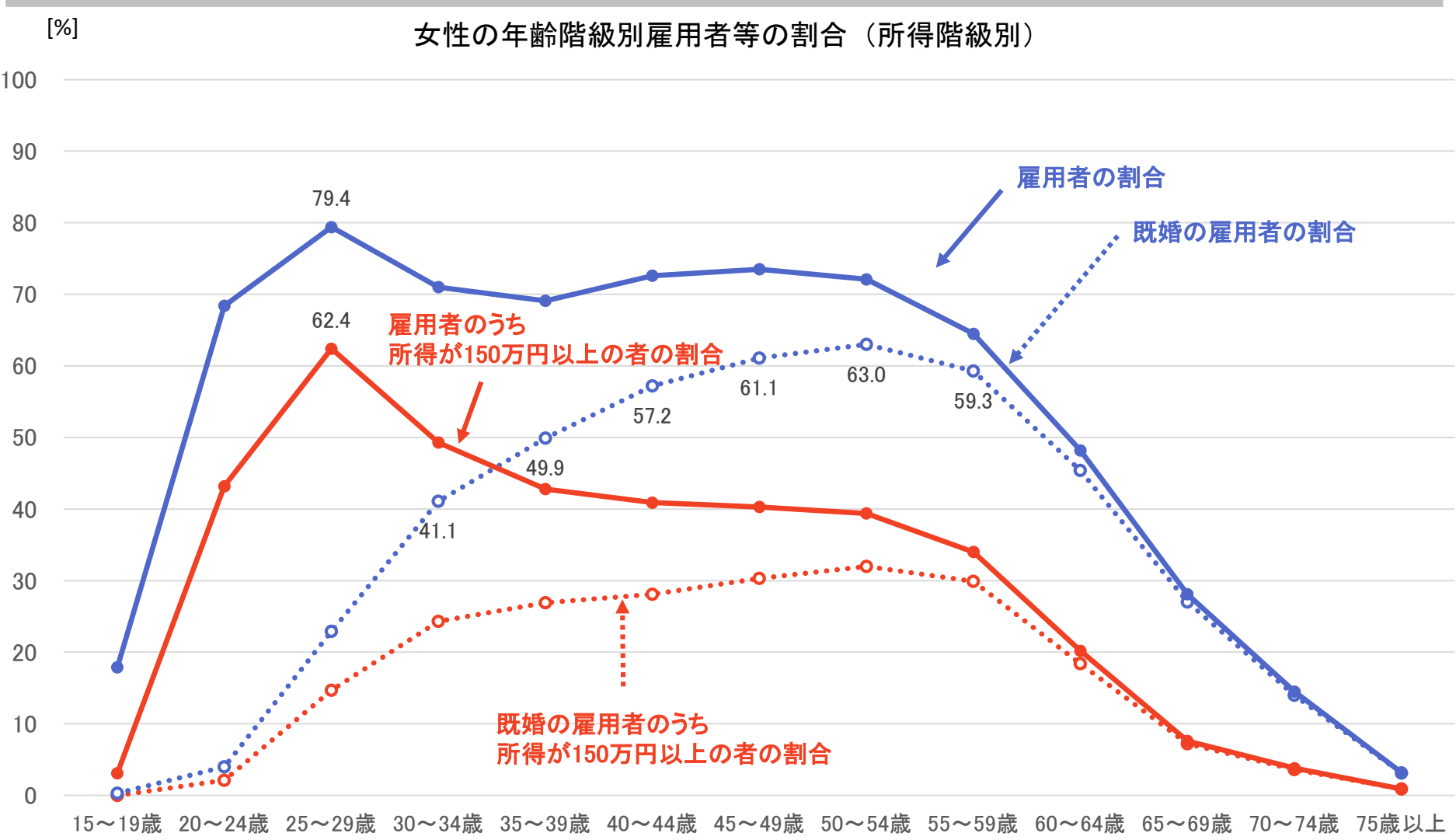
・我が国の女性の年齢階級別労働力率は、M字カーブを描いているものの、以前よりもカーブは浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇している。



(備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。
 2. 労働力率は、「労働力人口 (就業者+完全失業者)」 / 「15歳以上人口」 × 100。

女性の年齢階級別雇用者等の割合（2017年）①

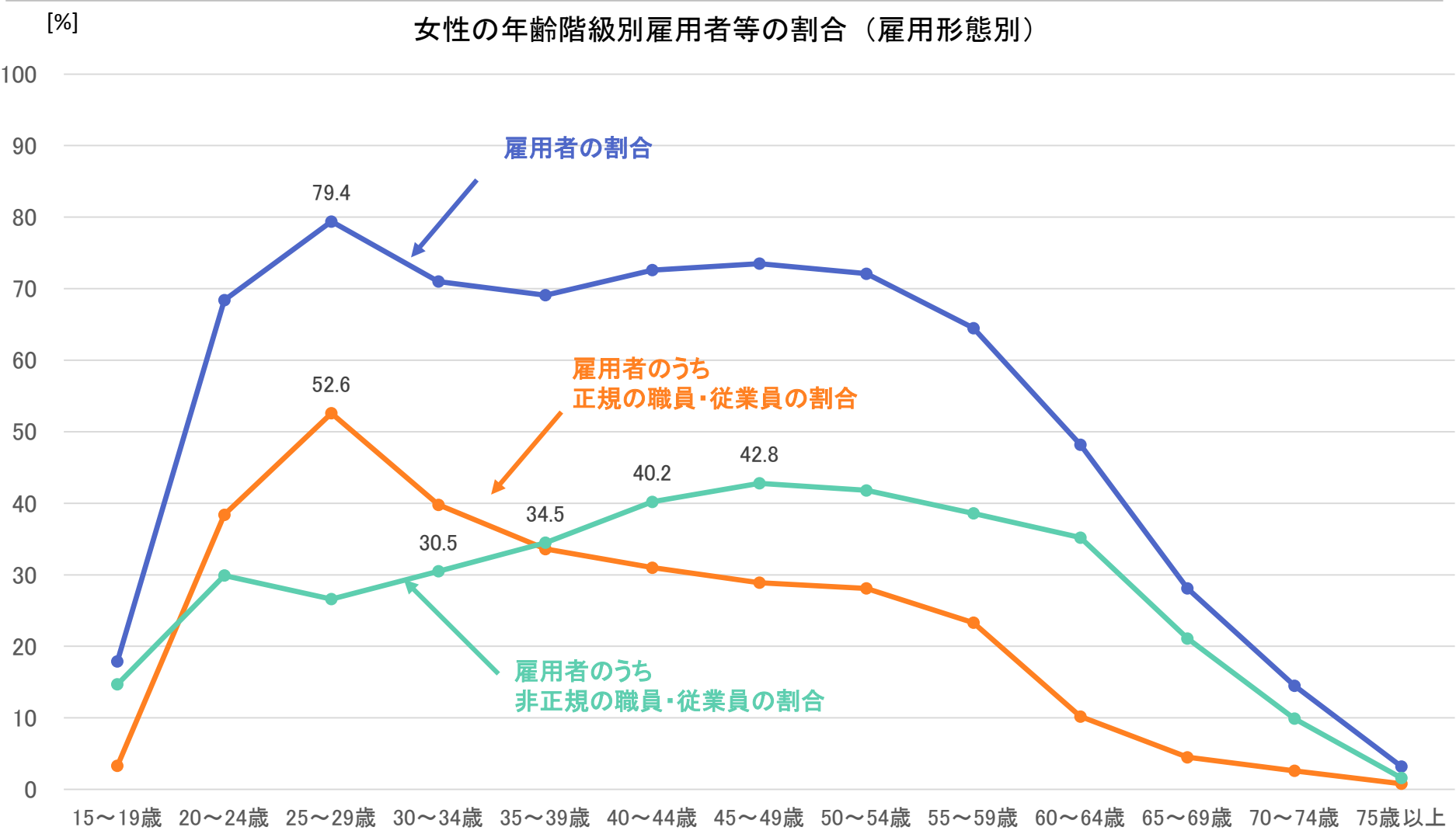
- ・雇用者のうち、所得が150万円以上の者の割合は、25～29歳をピークに低下。
- ・既婚の雇用者について見ると、30歳台から50歳台にかけて、所得が150万円未満の者の割合が増加。



（出典）総務省「就業構造基本調査（2017年）」より内閣府男女共同参画局作成。

女性の年齢階級別雇用者等の割合（2017年）②

- ・ 正規の職員・従業員の割合は、25～29歳をピークに低下。
- ・ 一方、非正規の職員・従業員の割合は、30歳台から40歳台にかけて増加。

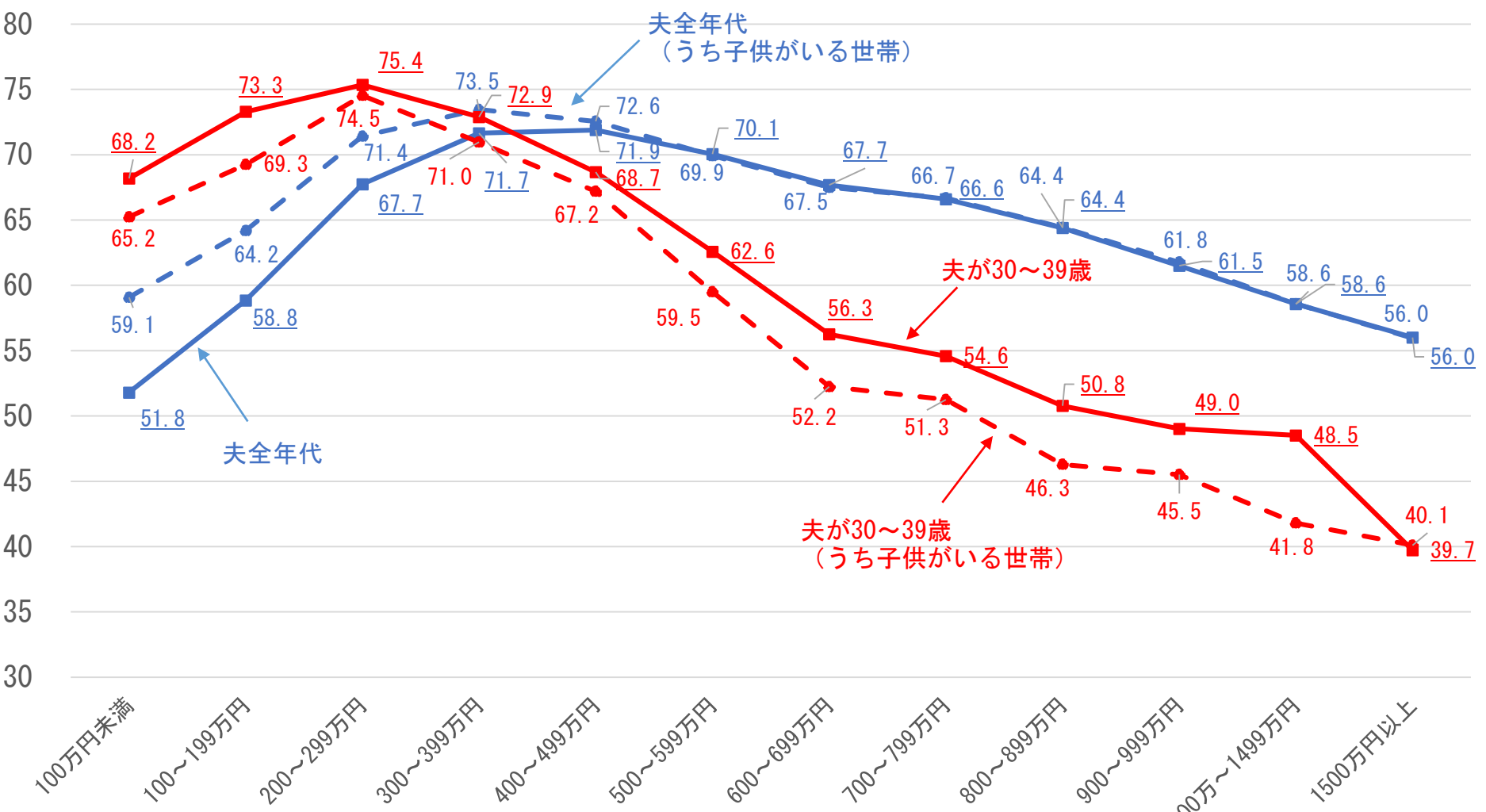


（出典）総務省「就業構造基本調査（2017年）」より内閣府男女共同参画局作成。

夫の所得階級別の妻の有業率

- ・ 30代の夫の所得階級別に見ると、夫の所得階級が高くなるほど妻の有業率が低くなる（いわゆる専業主婦が多くなる）傾向。
- ・ 夫が30代の場合、子供がいる世帯の妻の有業率は低くなっている。

夫の所得階級別の妻の有業率（2017年）



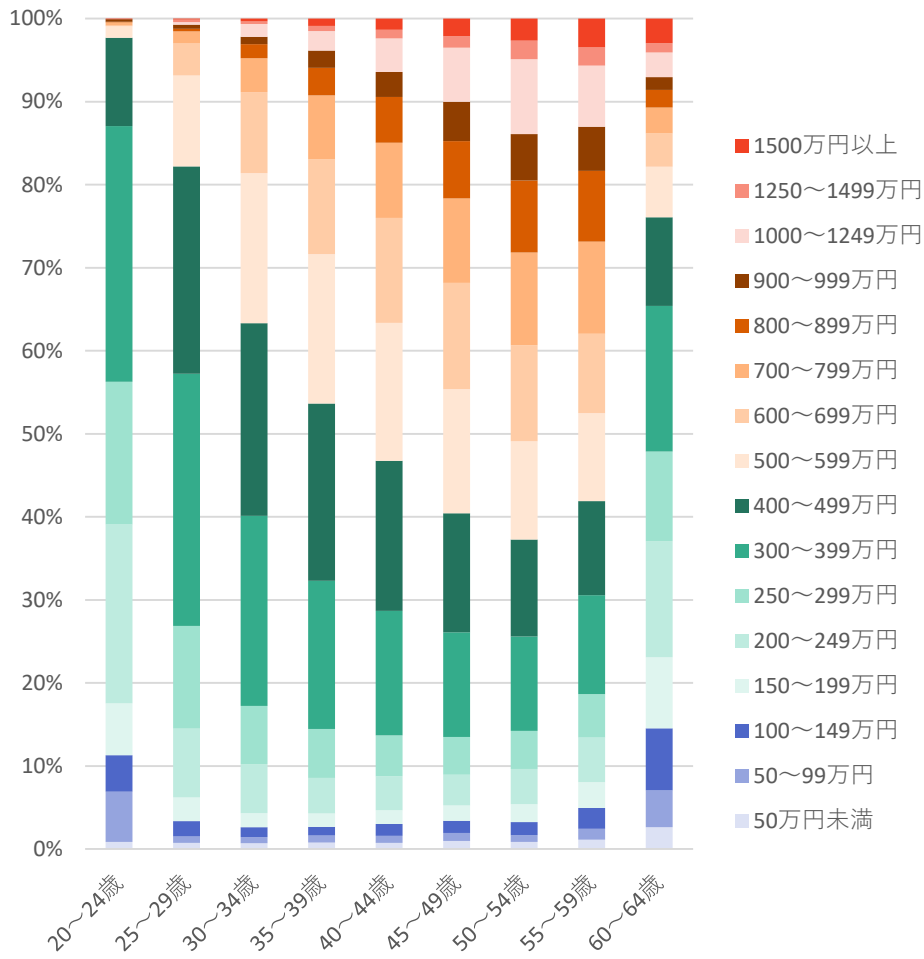
(出典) 総務省「就業構造基本調査（2017年）」より内閣府男女共同参画局作成。

3. 所得と結婚

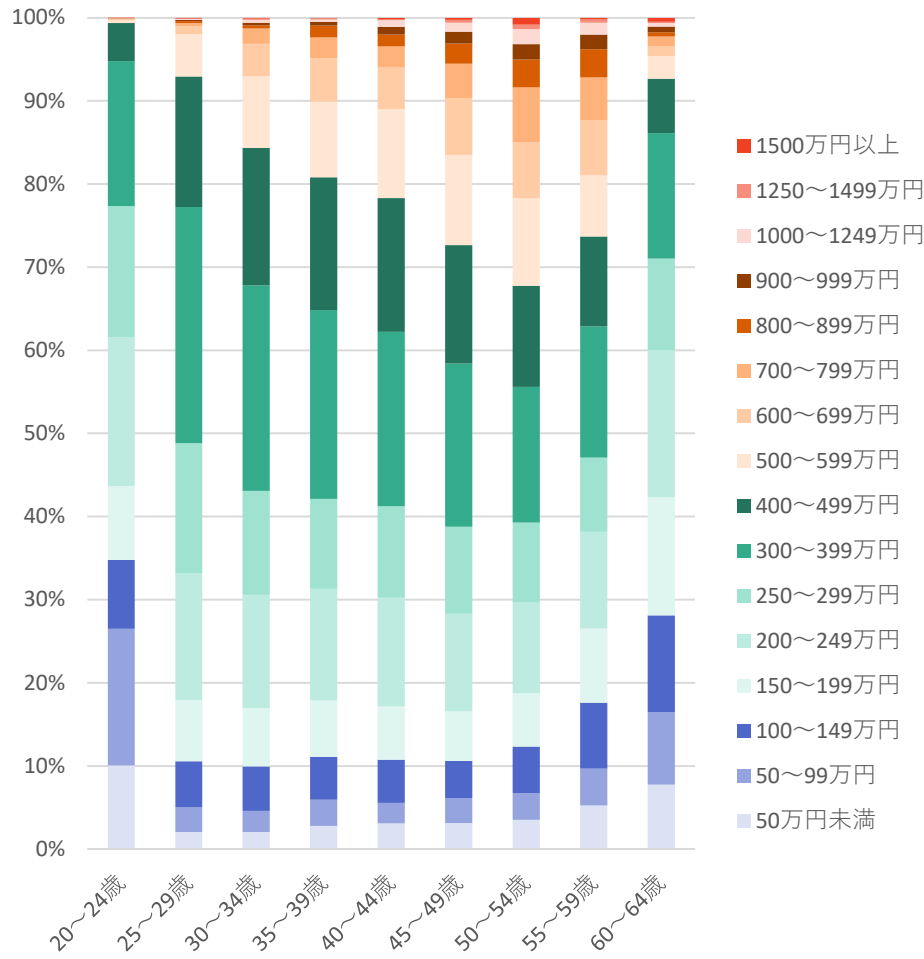
男性の年齢と所得の関係（配偶関係別）

・ 全年齢区分において、既婚男性の方が所得が高い傾向。

男性（既婚）



男性（未婚）

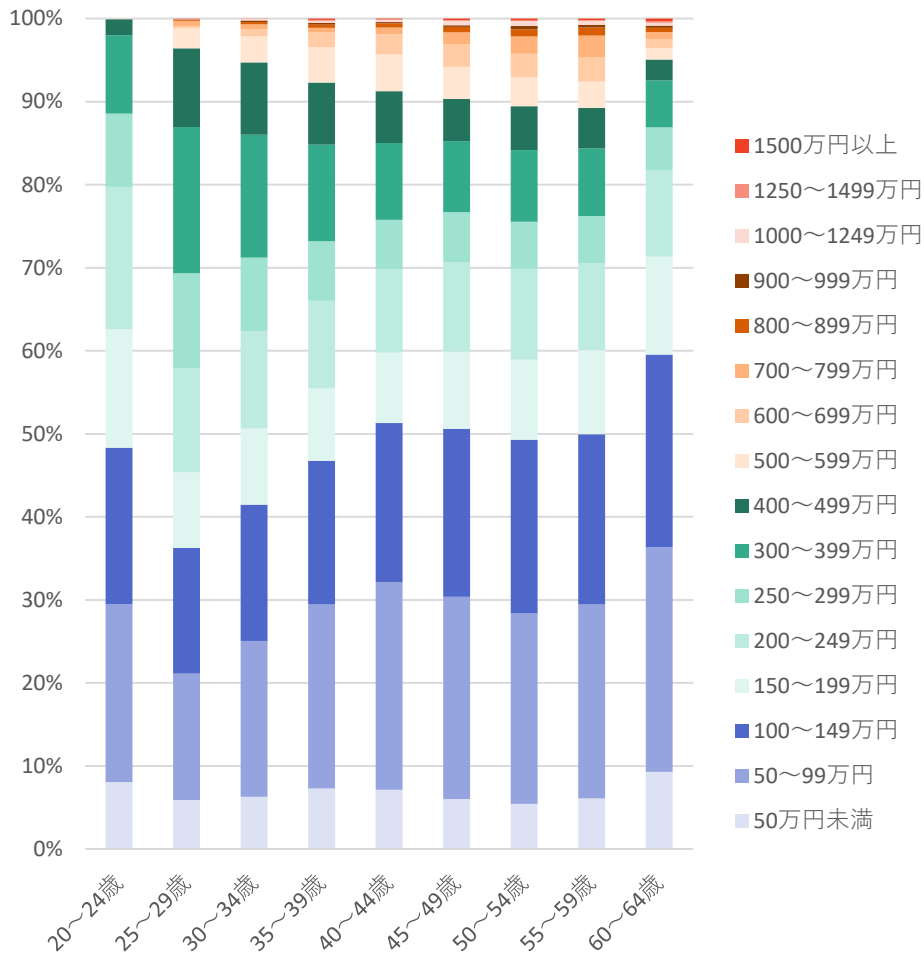


(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 既婚者は、未婚でない者をカウント。

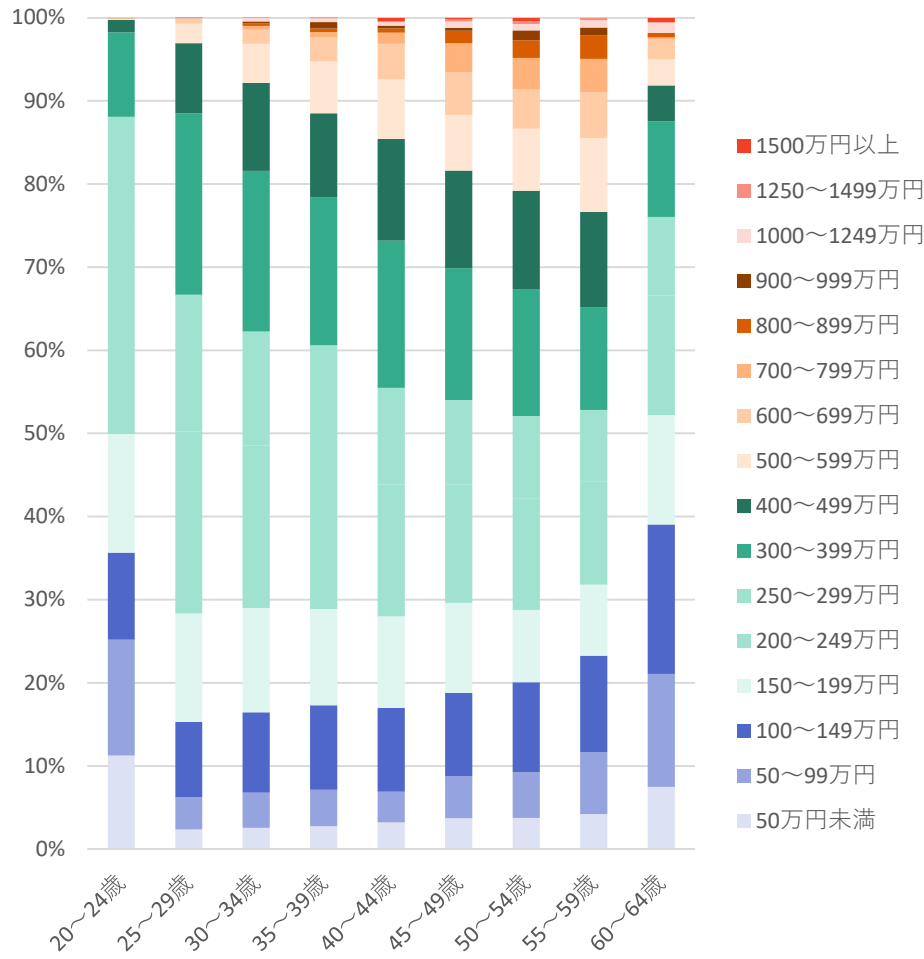
女性の年齢と所得の関係（配偶関係別）

・ 全年齢区分において、未婚女性の方が所得が高い傾向。

女性（既婚）



女性（未婚）

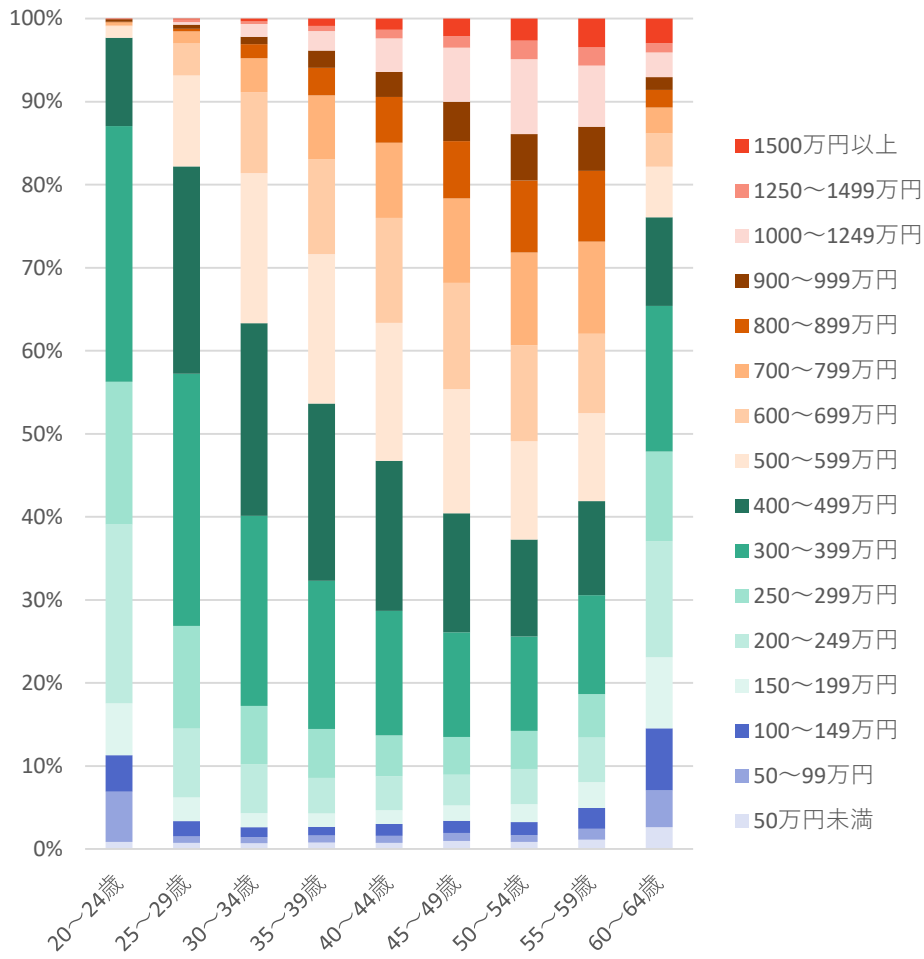


(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 既婚者は、未婚でない者をカウント。

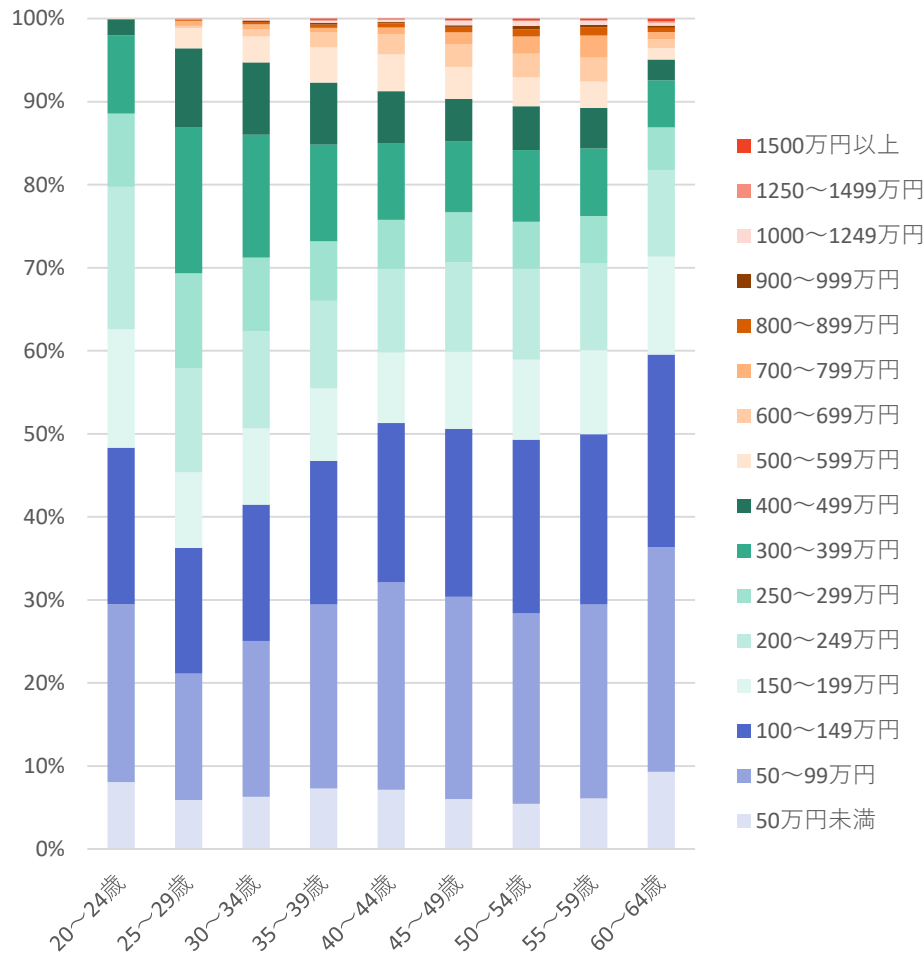
既婚者の年齢と所得の関係（男女別）

・ 全年齢区分において、男性の方が所得が高い傾向。

男性（既婚）



女性（既婚）

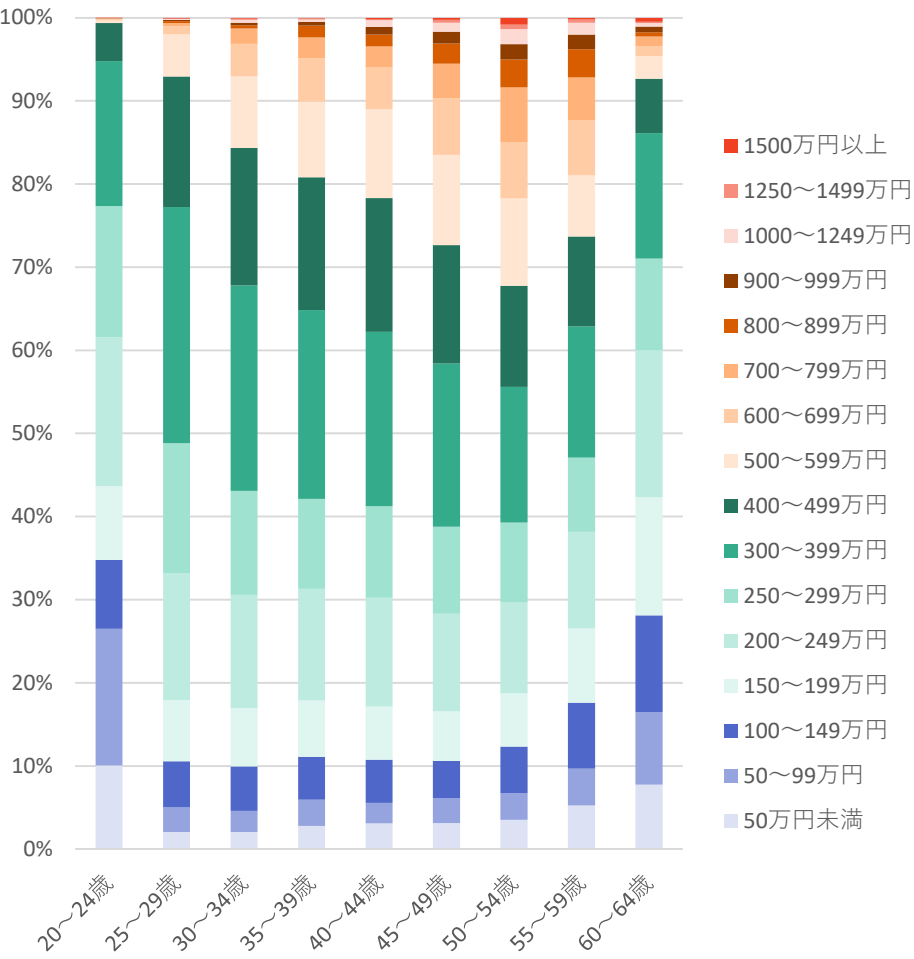


(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 既婚者は、未婚でない者をカウント。

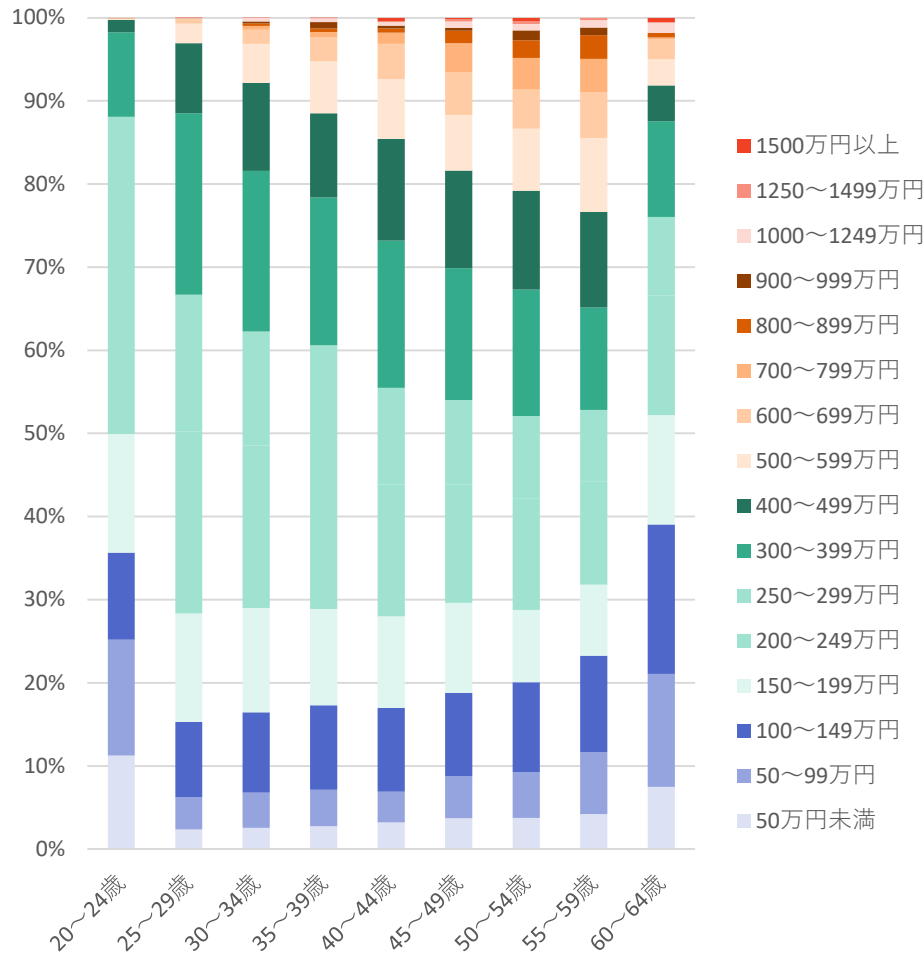
未婚者の年齢と所得の関係（男女別）

・全年齢区分において、男性の方が所得が高い傾向があるが、所得差は小さい。

男性（未婚）



女性（未婚）



（備考）総務省「就業構造基本調査（2017年）」より内閣府男女共同参画局作成。

(参考) 配偶関係別の有業率 (男女別)

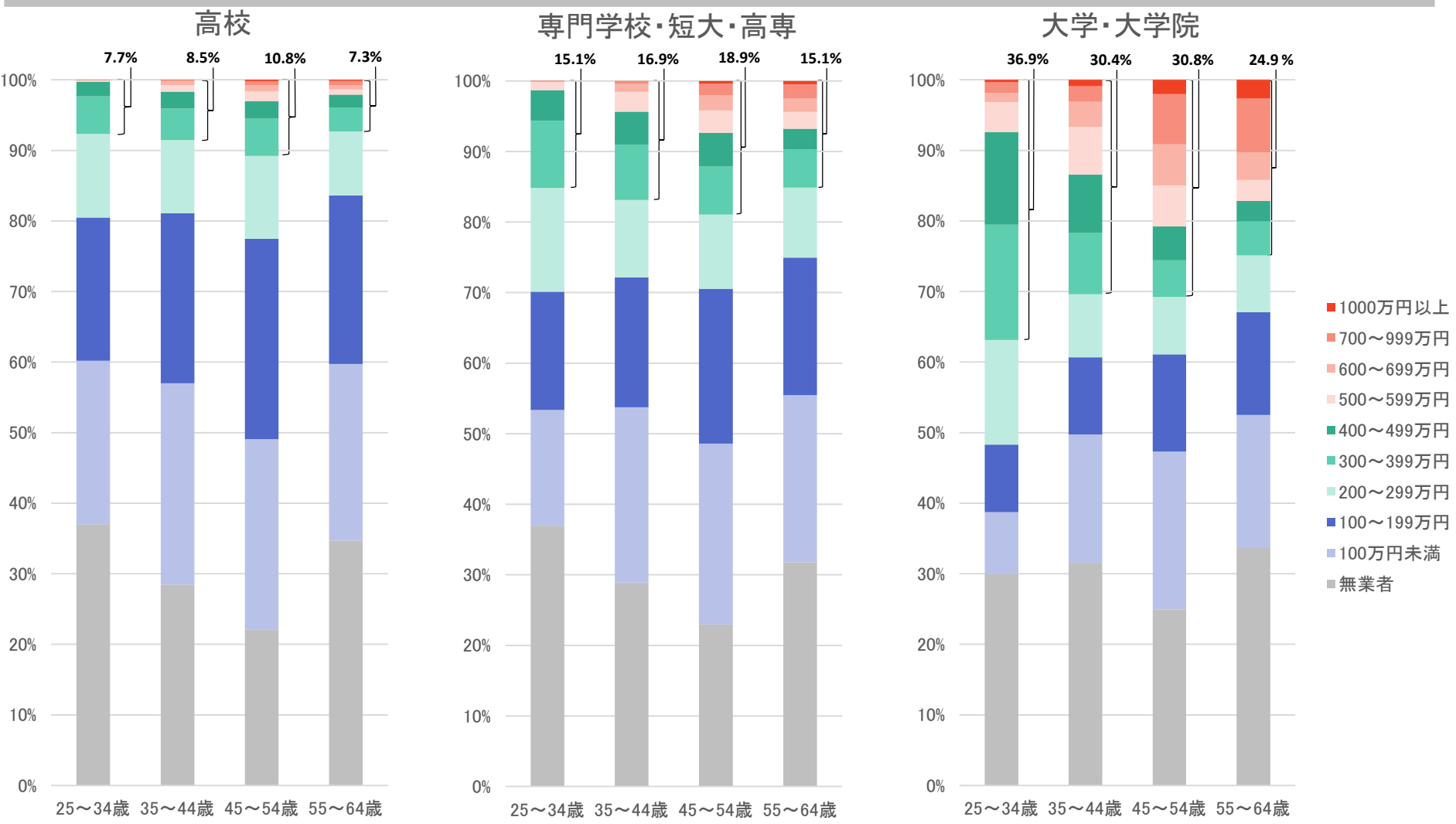
- ・有配偶者については、有業率の男女差が大きく、女性は年齢が上がると有業率が下がる。
- ・未婚者については、男女の有業率に大きな差はない。
- ・有配偶者と未婚者を比べると、男性有配偶者の有業率が高い。

| 有業率 [%] | 有配偶者 | | 未婚 | | 死別・離別 | |
|---------|------|------|------|------|-------|------|
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 25～34歳 | 98.1 | 80.9 | 92.8 | 90.8 | 88.9 | 89.5 |
| 35～44歳 | 97.2 | 78.6 | 87.6 | 87.8 | 92.7 | 81.2 |
| 45～54歳 | 97.7 | 73.4 | 81.4 | 84.2 | 86.6 | 81.5 |
| 55～64歳 | 91.9 | 65.6 | 61.2 | 63.2 | 75.3 | 70.1 |
| 65歳以上 | 29.1 | 11.2 | 26.8 | 15.6 | 22.7 | 12.2 |

4. 女性の教育と所得

既婚女性の最終学歴と本人の所得の関係

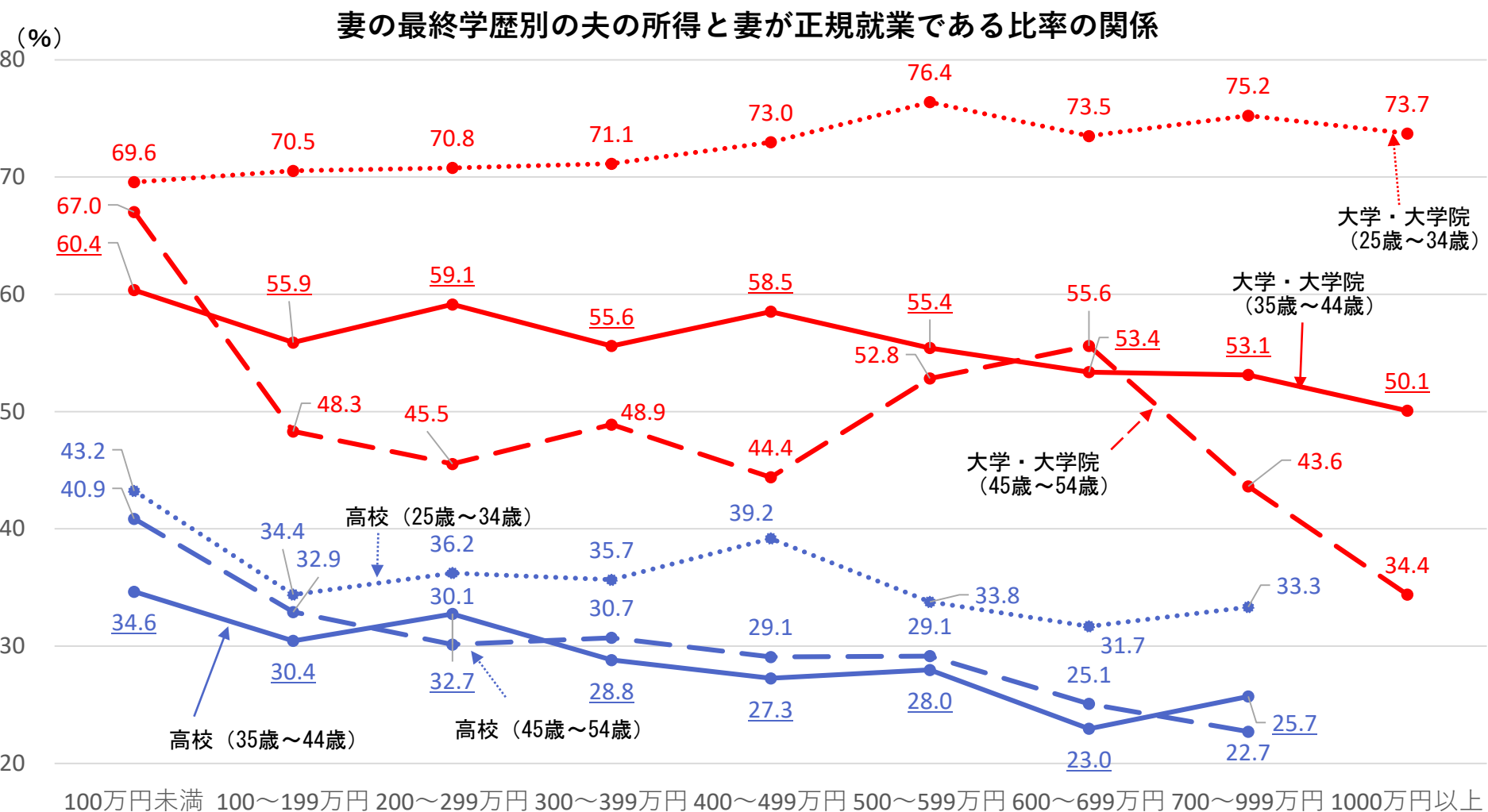
- ・ 高校卒業者の約8割、専門学校・短大・高専卒業者の約7割は、所得が200万円未満。
- ・ 大学・大学院卒業者で所得が200万円未満の割合は、35歳以上では約6割。
- ・ 女性の経済的エンパワーメント（経済的に自立する力）が課題。



(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 無業者には昭和62年以前に前職を辞め現在も無業の者は含まれないため、実際には、2017年時点で50歳代以上の者は無業者がより多い可能性がある。

妻の最終学歴別の夫の所得と妻が正規就業である比率の関係

・ 大学・大学院卒の妻は正規就業である比率が高いが、年齢が上がるにつれてその比率が下がる。



(出典) 総務省「就業構造基本調査 (2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。

5. ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の状況

- ・ およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加している。
- ・ ひとり親世帯（特に母子世帯）は、就業率が高いにもかかわらず平均年間就労収入が一般世帯と比べて低い状況にある。また養育費を受け取っていない世帯も多い。

およそ30年間で、**母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍**

母子世帯数(注) 84.9万世帯 → 123.2万世帯 (ひとり親世帯の86.8%)
 父子世帯数(注) 17.3万世帯 → 18.7万世帯 (ひとり親世帯の13.2%)
 (昭和63(1988)年) (平成28(2016)年)

(注) 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

【参考】 児童のいる世帯数は1166.6万世帯 (平成28 (2016) 年) [出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」]

| 平成28(2016)年 | 母子世帯 | 父子世帯 | 一般世帯(参考) |
|----------------------|--|--|------------------------------|
| 就業率 | 81.8% | 85.4% | 女性66.0% 男性82.5% |
| 雇用者のうち 正規 | 47.7% ^(※) | 89.7% ^(※) | 女性45.9% 男性82.1% |
| 雇用者のうち 非正規 | 52.3% ^(※) | 10.3% ^(※) | 女性54.1% 男性17.9% |
| 平均年間 就労収入 | 200万円 正規:305万円 パート・アルバイト等:133万円 | 398万円 正規:428万円 パート・アルバイト等:190万円 | 平均給与所得 女性280万円 男性521万円 |
| 養育費 受取率 | 24.3% | 3.2% | — |

【出典】 母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査 (平成28年度)」

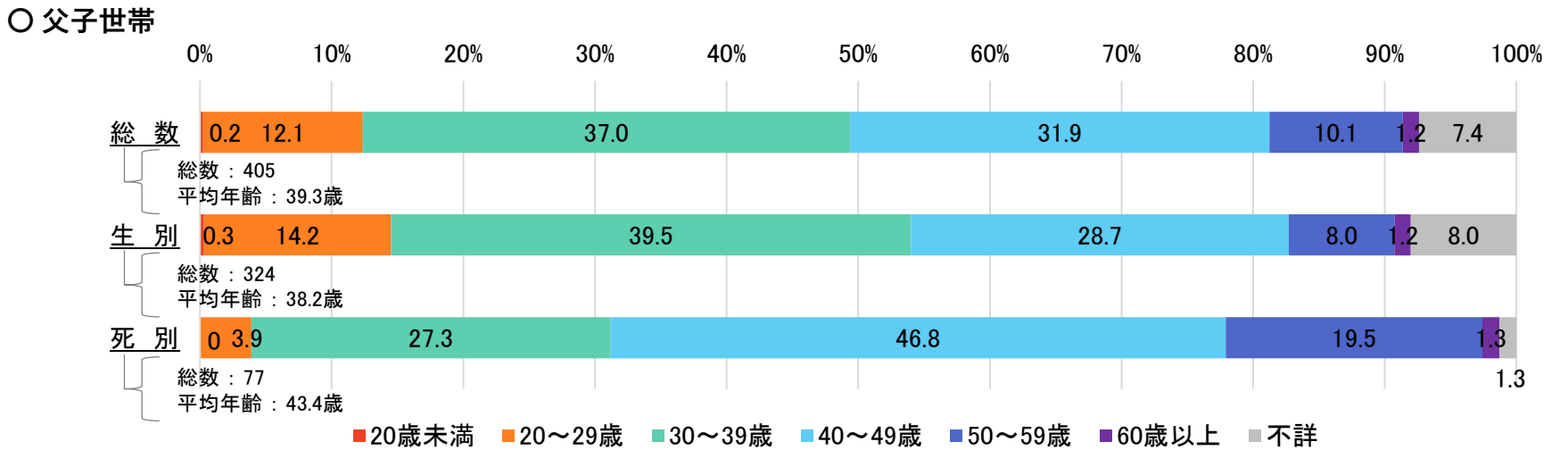
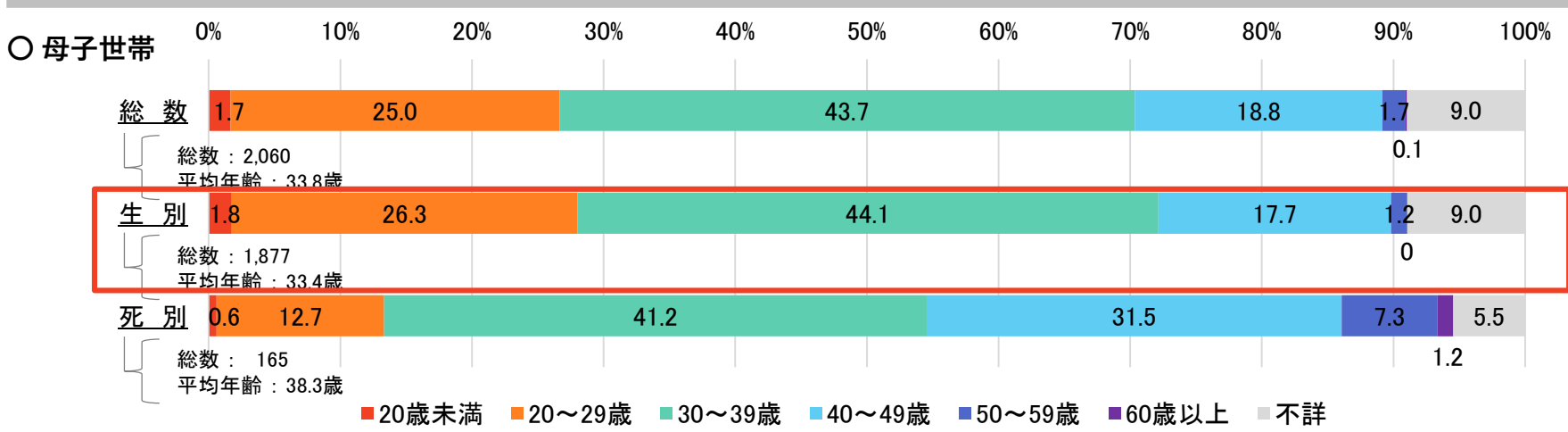
一般世帯は総務省「労働力調査 (平成28年) 15~64歳」、国税庁「民間給与実態統計調査 (平成28年)」

(※) 母子世帯及び父子世帯の正規/非正規の構成割合は

「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」(「派遣社員」「パート・アルバイト等」の計)の合計を総数として算出した割合

ひとり親世帯になった時の親の年齢

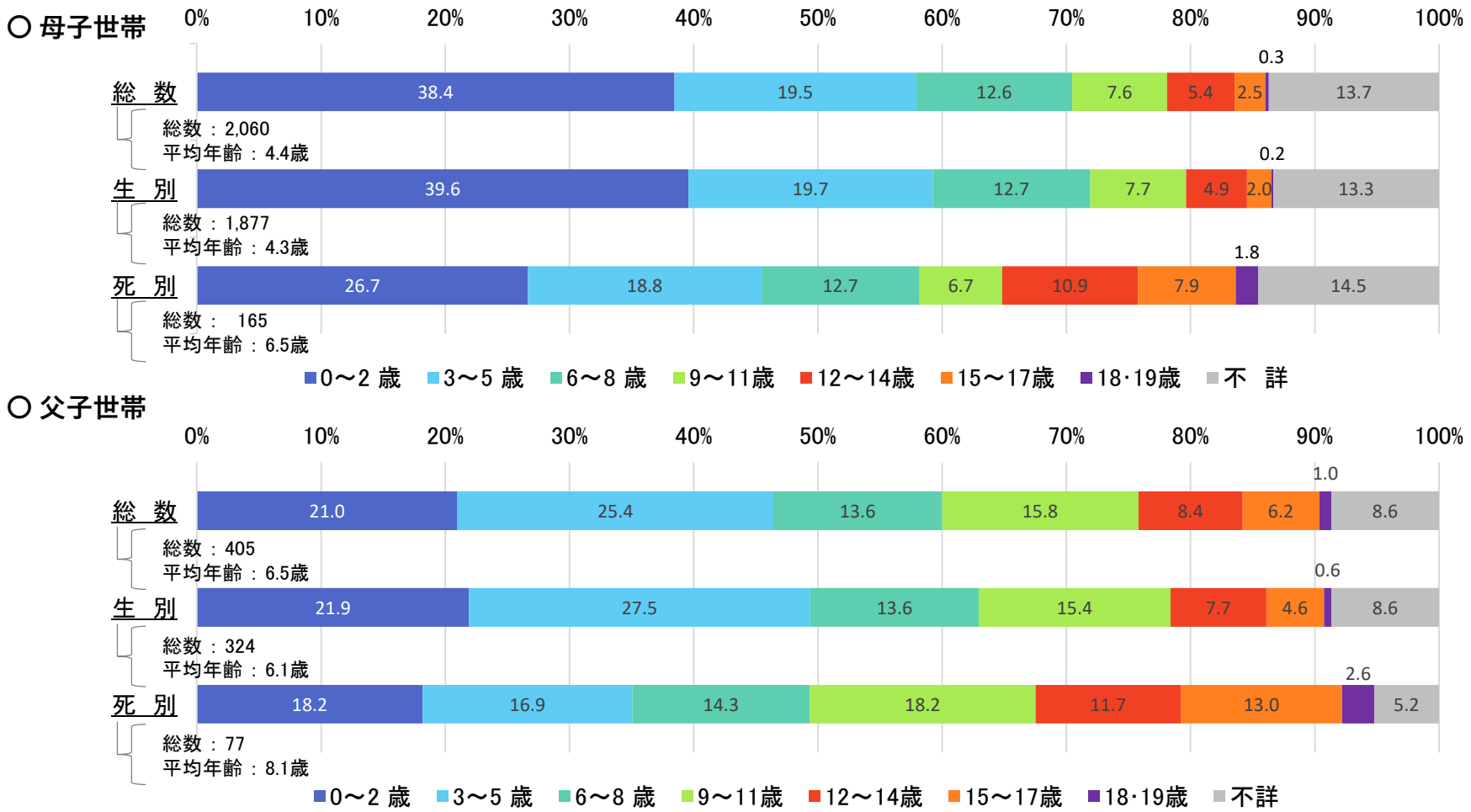
母子世帯（生別）では、約7割が40歳未満で母子世帯となっている。



(備考) 1. 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 母子世帯は、父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。
 父子世帯は、母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 3. 不詳を除いているため、総数と生別・死別の合計は一致しない。

ひとり親世帯になった時の末子の年齢

ひとり親世帯になった時の末子の年齢（平均年齢）は、母子世帯の方が父子世帯に比べて低い。

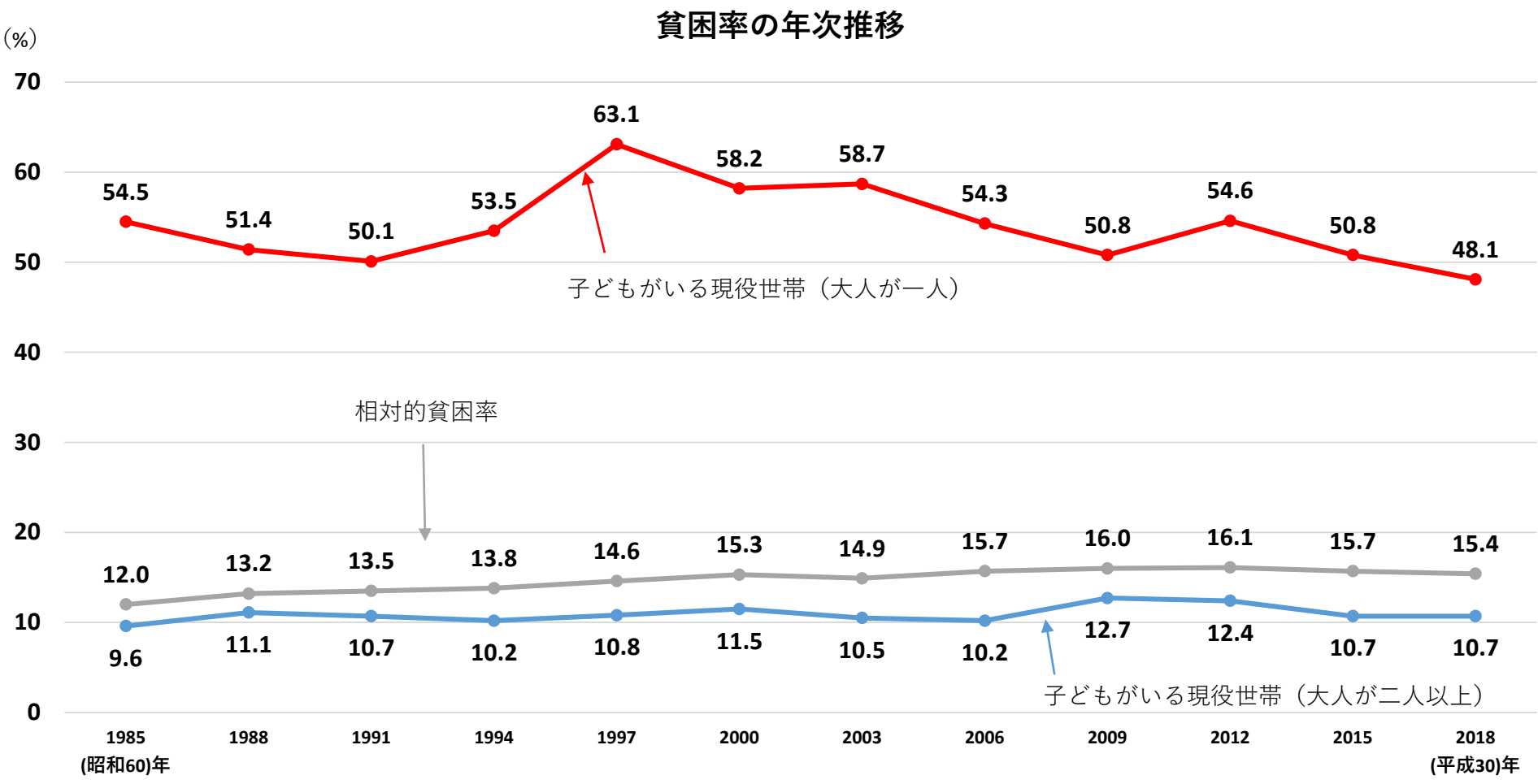


(備考) 1. 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 母子世帯は、父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。
 父子世帯は、母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 3. 不詳を除いているため、総数と生別・死別の合計は一致しない。

貧困率の年次推移

・ひとり親世帯（※）は、約半数が相対的貧困である。

※ 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯



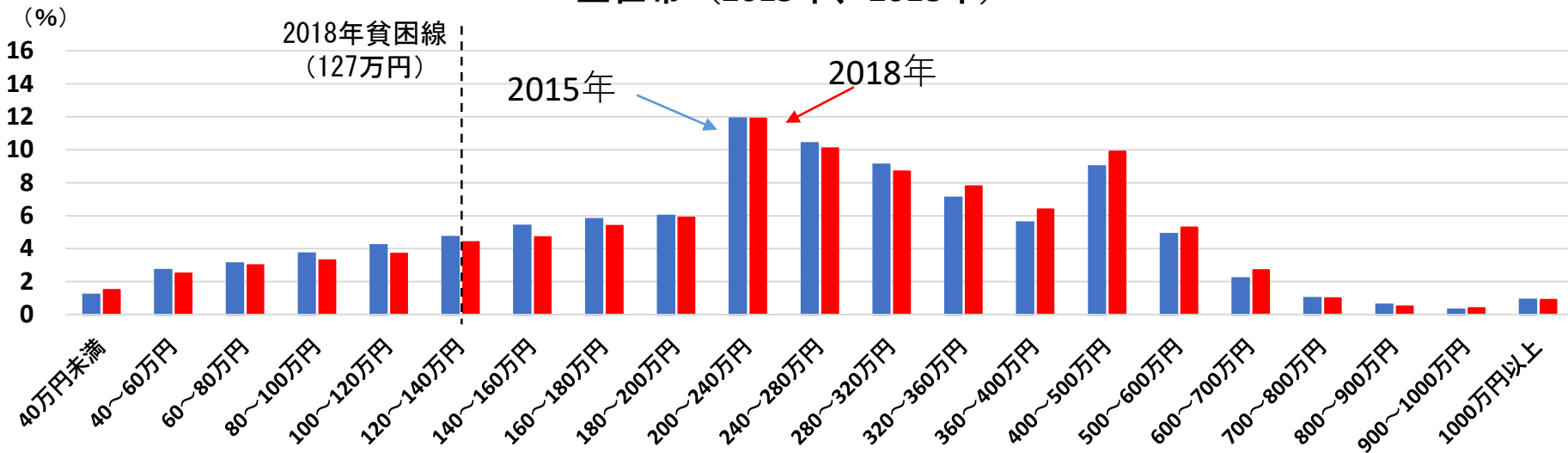
(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 1994年の数値は兵庫県を除いたもの。2015年の数値は熊本県を除いたもの。
 3. 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。
 4. なお、OECDの所得定義の新基準(可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加)に基づき算出した2018年の新基準の「相対的貧困率」は15.7%、「子どもがいる現役世帯」のうち「大人が一人」の世帯員は48.3%、「大人が二人以上」の世帯員は11.2%となっている。

全世帯と子どもがいる現役世帯（大人が一人）の等価可処分所得の分布

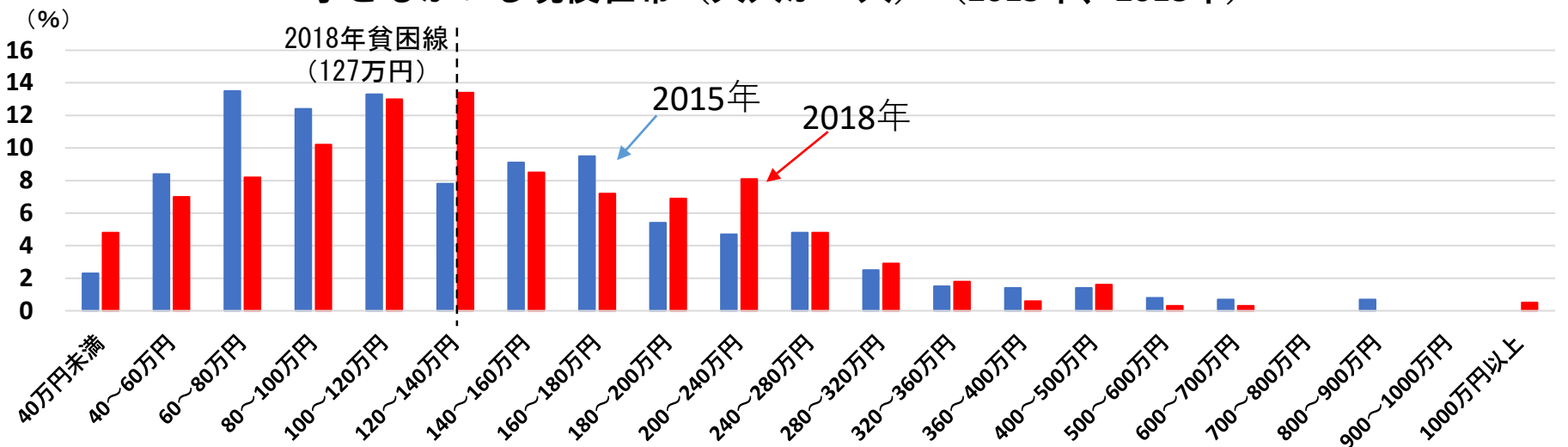
・ひとり親世帯（※）の等価可処分所得は、貧困線付近に多く分布している。

※ 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯

全世帯（2015年、2018年）



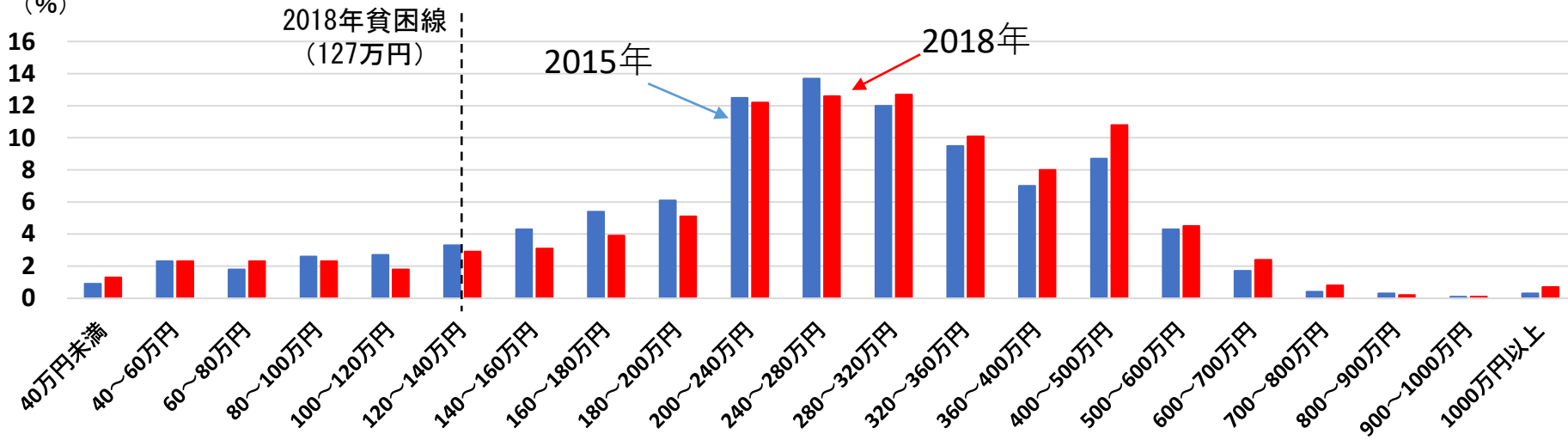
子どもがいる現役世帯（大人が一人）（2015年、2018年）



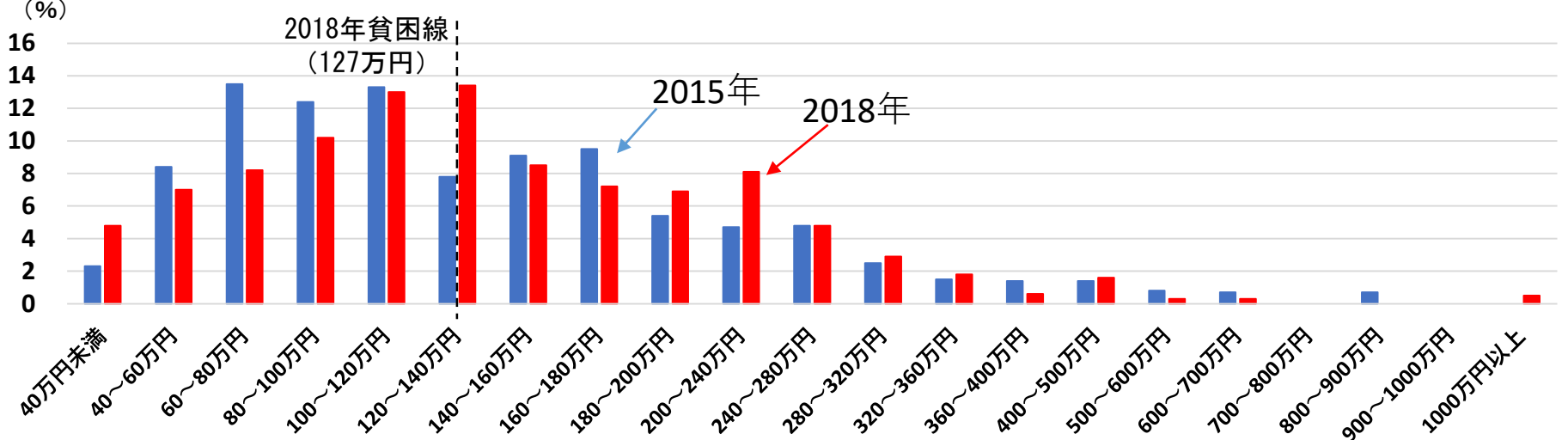
（備考）厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。2015年の数値は熊本県を除いたもの。大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

子どもがいる現役世帯（大人が一人、大人が二人以上）の等価可処分所得の分布
 ・子どもがいる現役世帯で、大人が二人以上の世帯と大人が一人の世帯とでは、等価可処分所得の分布に大きな違いがある。

子どもがいる現役世帯（大人が二人以上）（2015年、2018年）



子どもがいる現役世帯（大人が一人）（2015年、2018年）



（備考）厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。2015年の数値は熊本県を除いたもの。大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

ひとり親世帯の貧困率の国際比較

・日本のひとり親世帯の貧困率を国際比較すると、OECD加盟35カ国中34位となっている。

貧困率の国際比較（子供がいる世帯（大人が1人））

| 順位 | 国名 | 割合 |
|----|--------|------|
| 1 | デンマーク | 8.2 |
| 2 | フィンランド | 12.5 |
| 3 | ポーランド | 16.4 |
| 4 | エストニア | 21.6 |
| 5 | アイスランド | 23.0 |
| 6 | ノルウェー | 23.1 |
| 7 | ハンガリー | 23.5 |
| 8 | オーストリア | 24.1 |
| 9 | フランス | 25.9 |
| 10 | イギリス | 25.9 |
| 11 | スウェーデン | 26.3 |
| 12 | ギリシャ | 27.7 |
| 13 | オランダ | 29.5 |
| 14 | ドイツ | 29.6 |
| 15 | ポルトガル | 30.2 |
| 16 | トルコ | 31.4 |
| 17 | スロベニア | 31.6 |
| 18 | イスラエル | 32.0 |

| 順位 | 国名 | 割合 |
|--------|----------|------|
| 19 | ベルギー | 32.2 |
| 20 | チェコ | 32.8 |
| 21 | ラトビア | 34.5 |
| 22 | アイルランド | 34.5 |
| 23 | メキシコ | 34.7 |
| 24 | オーストラリア | 36.7 |
| 25 | イタリア | 37.0 |
| 26 | スロバキア | 37.3 |
| 27 | スペイン | 40.2 |
| 28 | カナダ | 41.0 |
| 29 | ルクセンブルク | 41.1 |
| 30 | チリ | 42.6 |
| 31 | アメリカ | 45.7 |
| 32 | リトアニア | 45.8 |
| 33 | ニュージーランド | 46.1 |
| 34 | 日本 | 48.1 |
| 35 | 韓国 | 52.9 |
| OECD平均 | | 24.6 |

(備考) 1. OECD, Family database “Child poverty”より内閣府男女共同参画局作成。

日本の数値は、2019年国民生活基礎調査(厚生労働省)に基づく2018年のデータ。

2. 「貧困率」は、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出(相対的貧困率)。

3. 基本的に2016年の数値であるがニュージーランドは2014年、アイスランド及びトルコは2015年。

フィンランド、ノルウェー、イギリス、スウェーデン、イスラエル、カナダ、チリ、アメリカ、韓国は2017年。

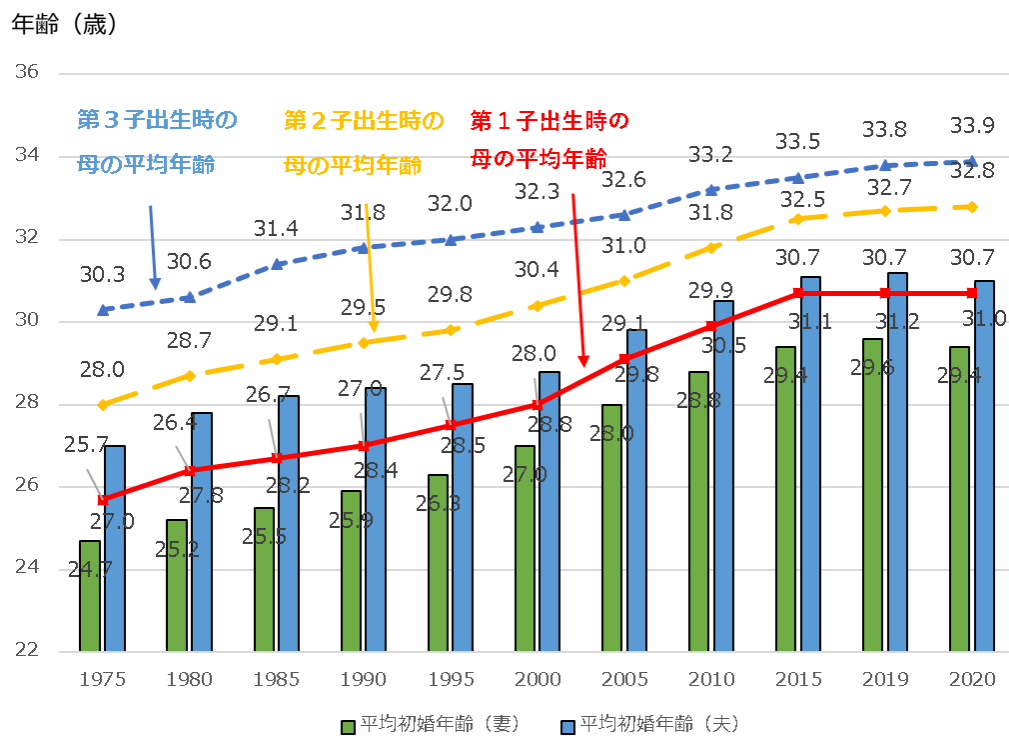
参考

6. 婚姻・離婚

結婚の動向

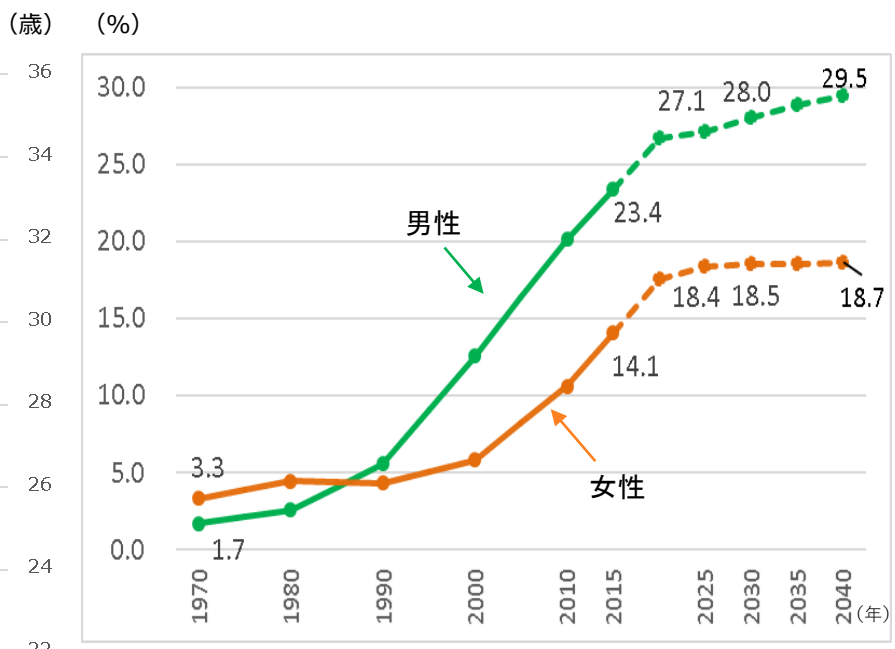
- ・ 平均初婚年齢及び母親の平均出生時年齢は、上昇傾向。
- ・ 50歳時の未婚割合は、男女ともに上昇している。

平均初婚年齢と母親の平均出生時年齢の年次推移



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

50歳時の未婚割合

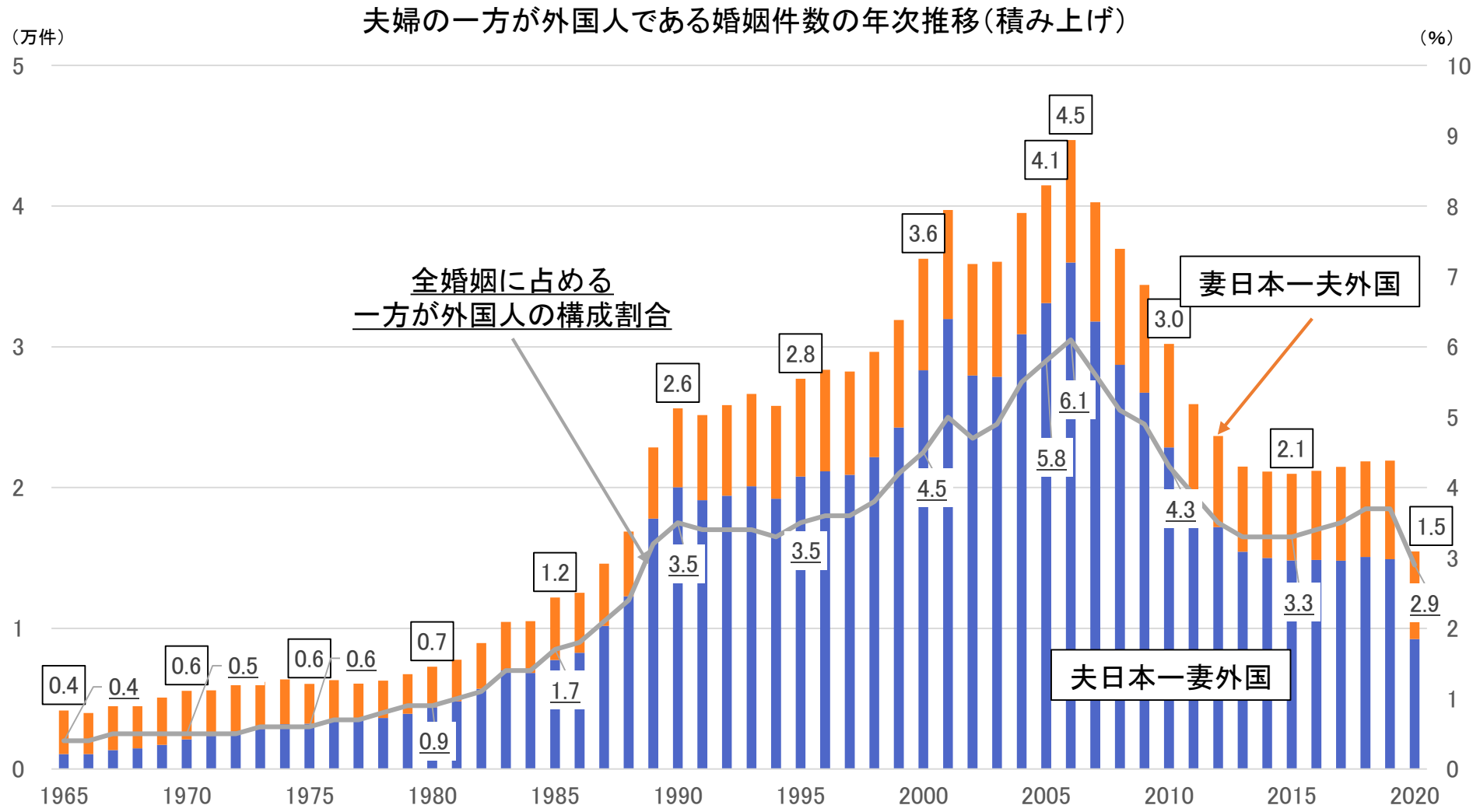


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 (2021)」、「日本の世帯数の将来推計 (全国推計) (2018 (平成30) 年推計)」より内閣府男女共同参画局作成。

7. 國際結婚

国際結婚の動向（国籍（日本－外国）の組合せ別にみた婚姻①）

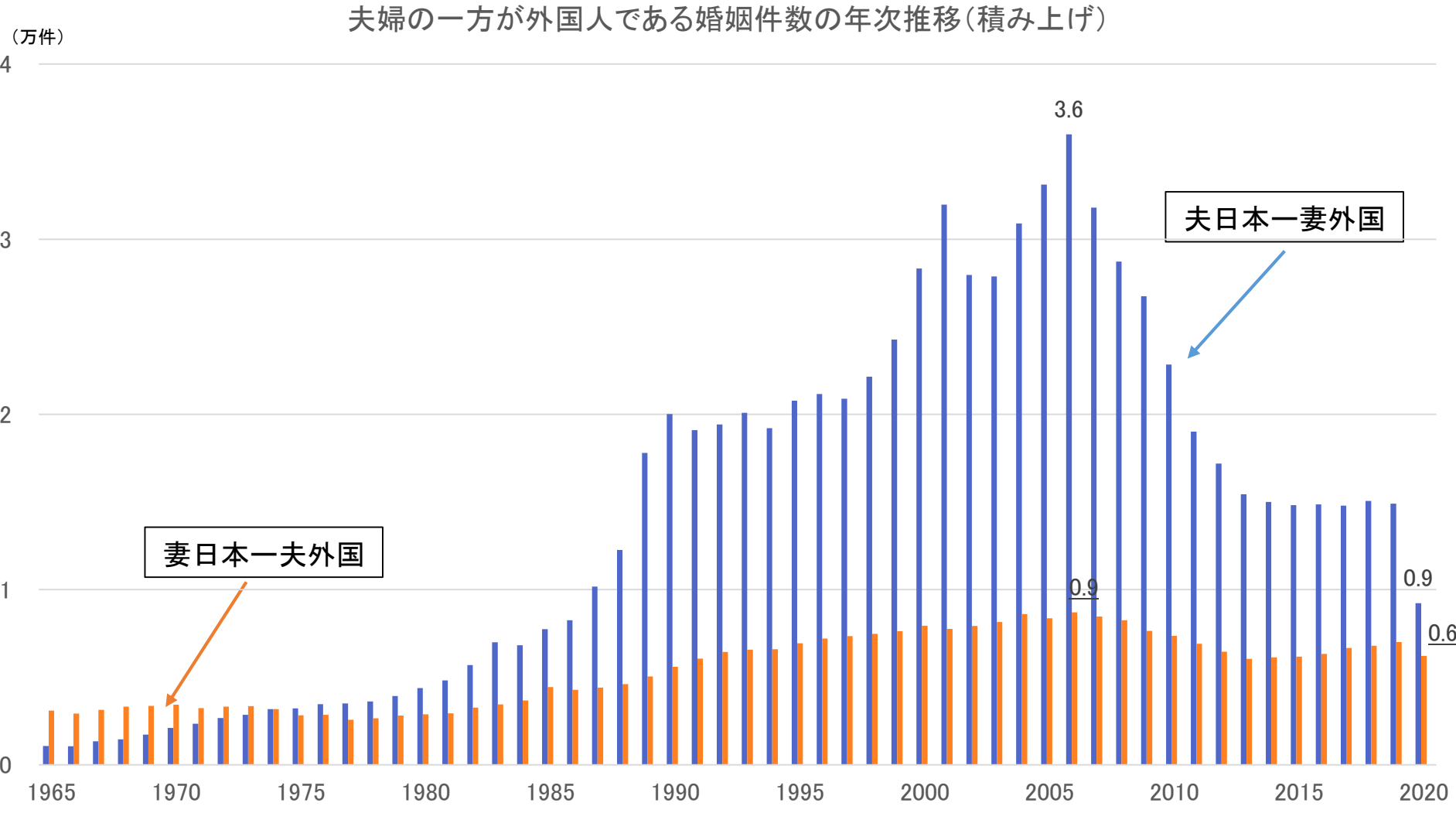
・ 夫妻の一方が外国人である婚姻件数及び全婚姻件数に占める構成割合は、2006年の4.5万件、6.1%をピークに減少し、近年では約2万件、約3.5%程度で推移している。



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

国際結婚の動向（国籍（日本－外国）の組合せ別にみた婚姻②）

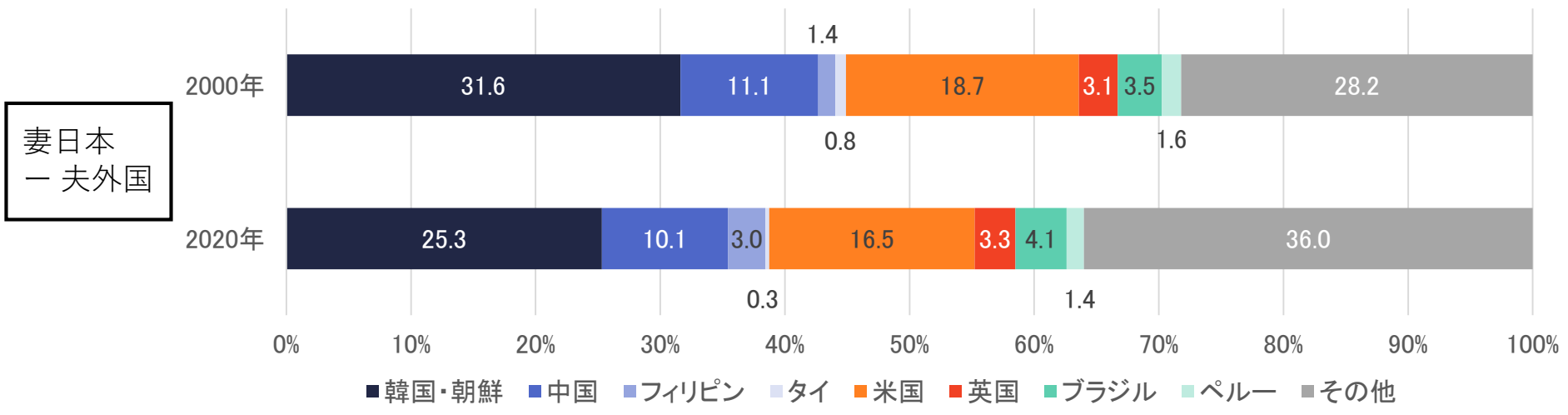
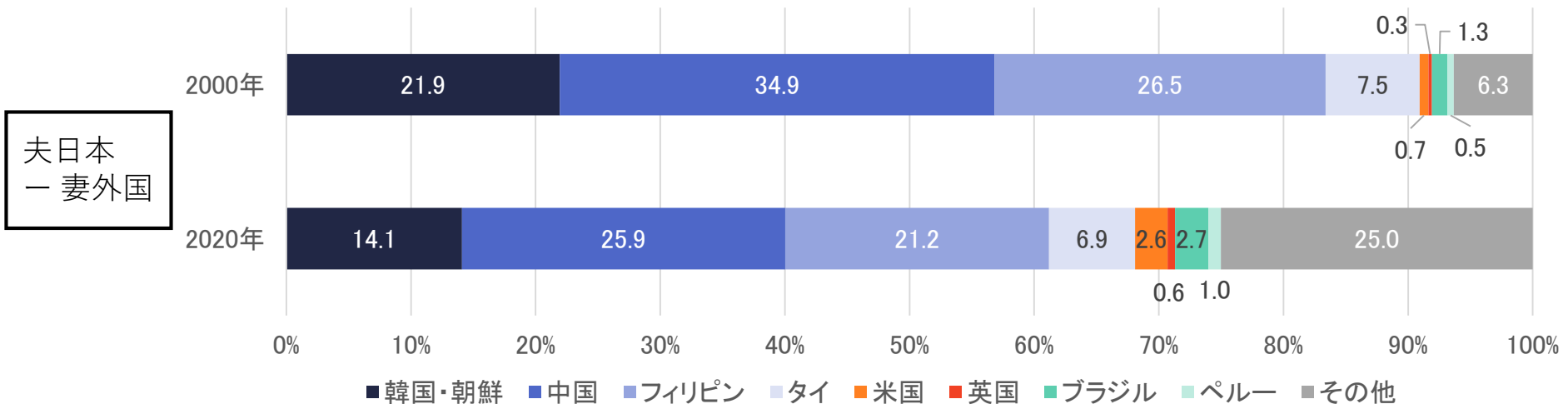
- ・ 国際結婚全体の3分の2が、夫日本－妻外国の組合せとなっている。



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。

国際結婚の動向（国籍別にみた婚姻）

- ・夫日本—妻外国の夫妻における妻の国籍を見ると、2020年は7割程度がアジア諸国となっている。
- ・妻日本—夫外国の夫妻における夫の国籍を見ると、2020年は韓国・朝鮮（25.3%）に次いで米国（16.5%）が多い。

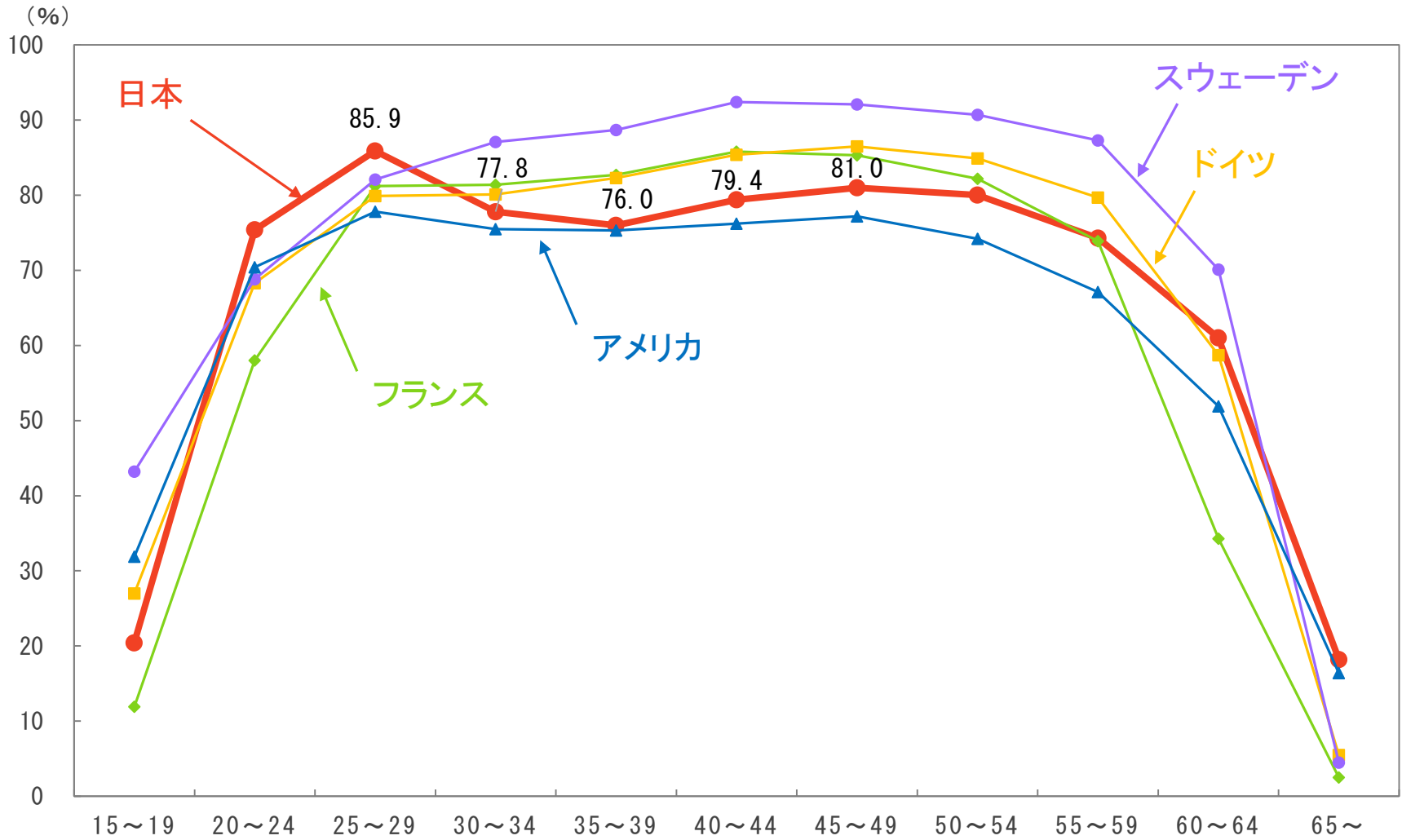


（出典）厚生労働省「人口動態調査（確定数）」より内閣府男女共同参画局作成。

8. 女性の労働

主要国における女性の年齢階級別労働力率

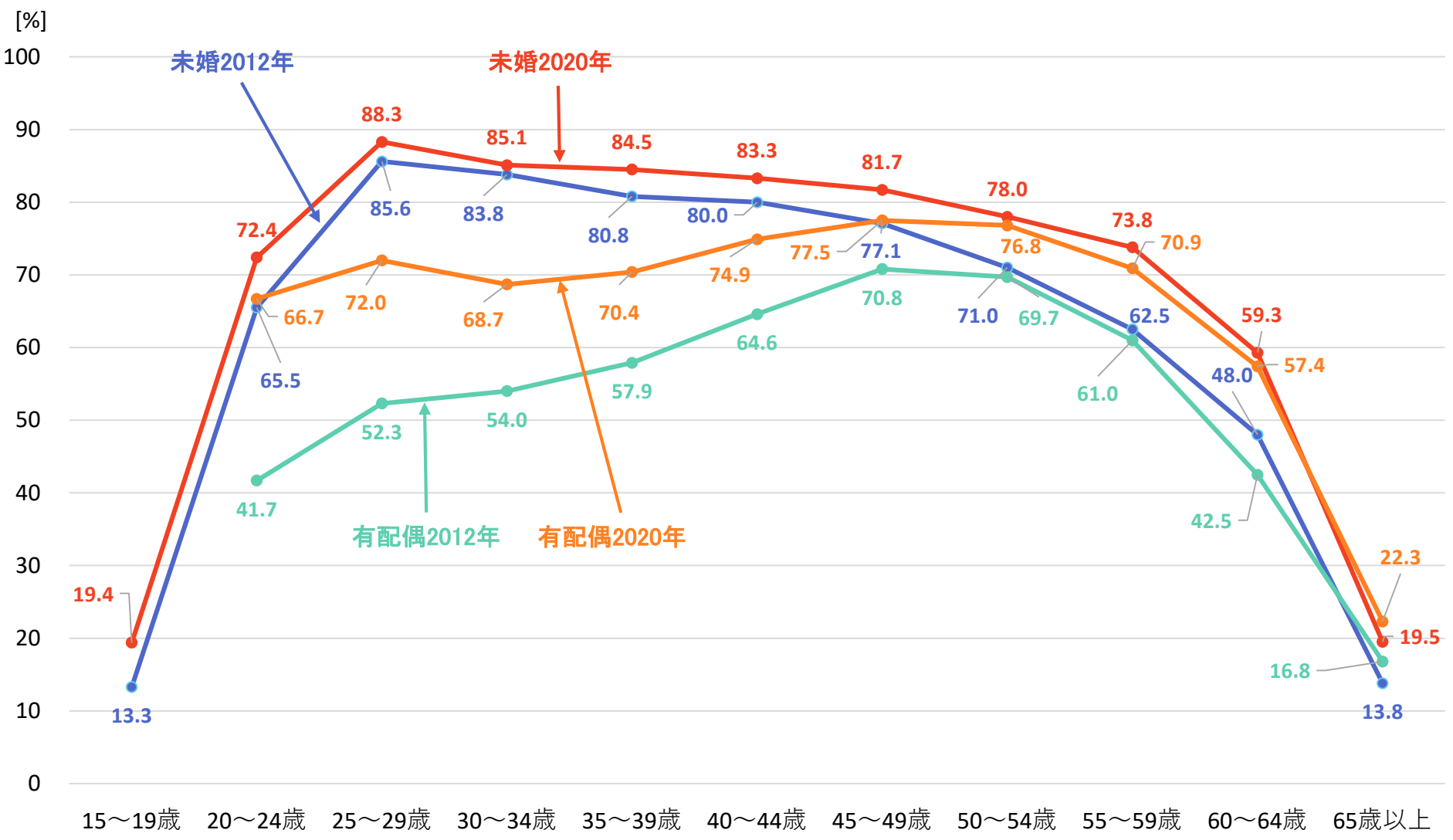
・ 欧米諸国において、女性の年齢階級別労働力率は台形を描いており、M字カーブは見られない。



(備考) 1. 日本は総務省「労働力調査(基本集計)」(令和2年)、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
 日本は令和2(2020)年の値、日本以外の全ての国は、令和元(2019)年の値。
 2. 労働力率は、「労働力人口(就業者+完全失業者)」/「15歳以上人口」×100
 3. 米国の15~19歳の値は、16~19歳の値。
 (歳)

女性の配偶関係、年齢階級別就業率

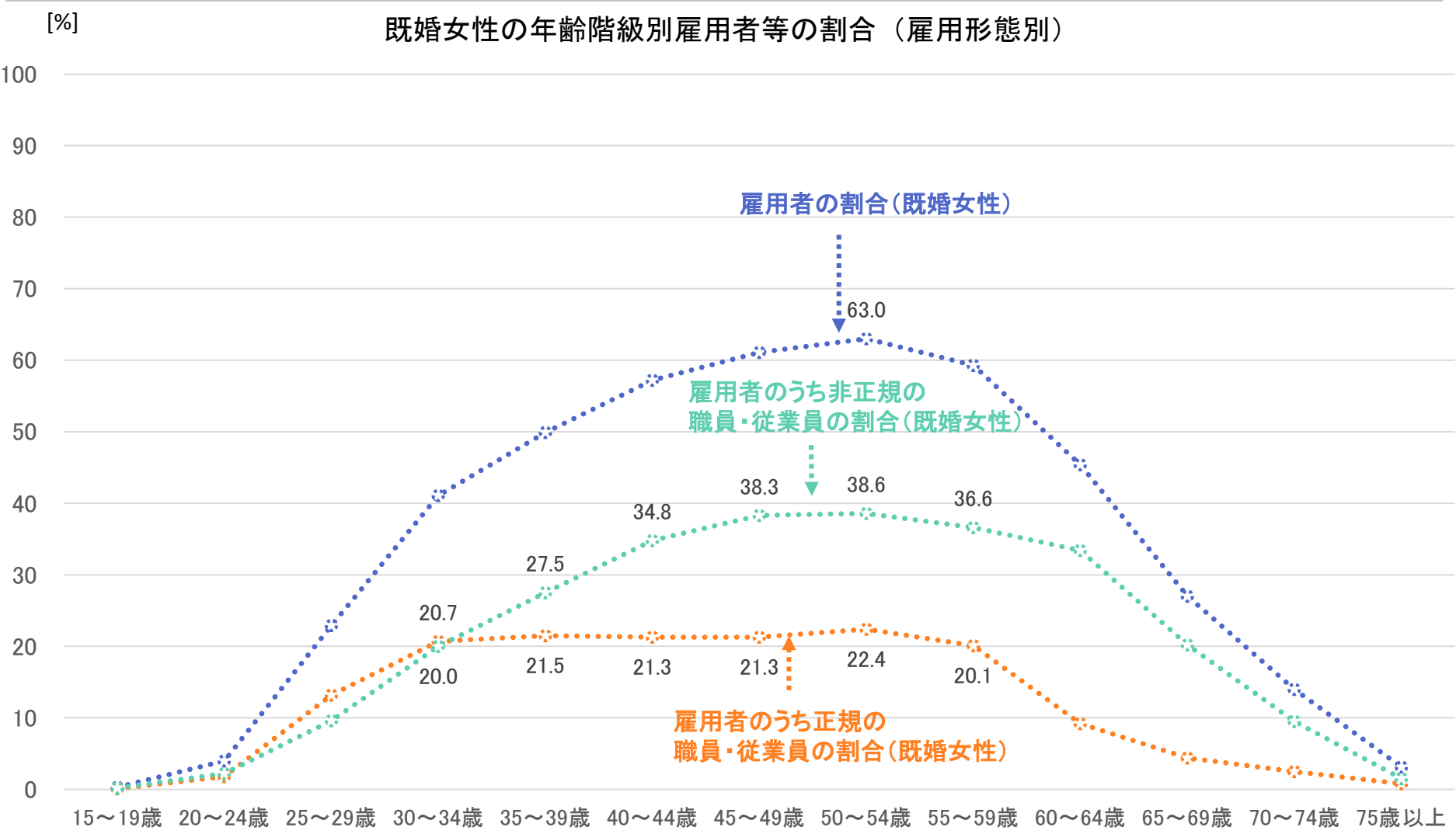
- ・2012年と比較すると、全ての年齢階級において、就業率が上昇している。
- ・2020年は、未婚者は「25～29歳」（88.3%）が最も高く、有配偶者は「45～49歳」（77.5%）が最も高い。



（出典）総務省「労働力調査」より内閣府男女共同参画局作成。

女性の年齢階級別雇用者等の割合（2017年）

- ・ 非正規の職員・従業員の割合は、30歳台から50歳台にかけて増加。
- ・ 一方、正規の職員・従業員の割合は、横ばい。

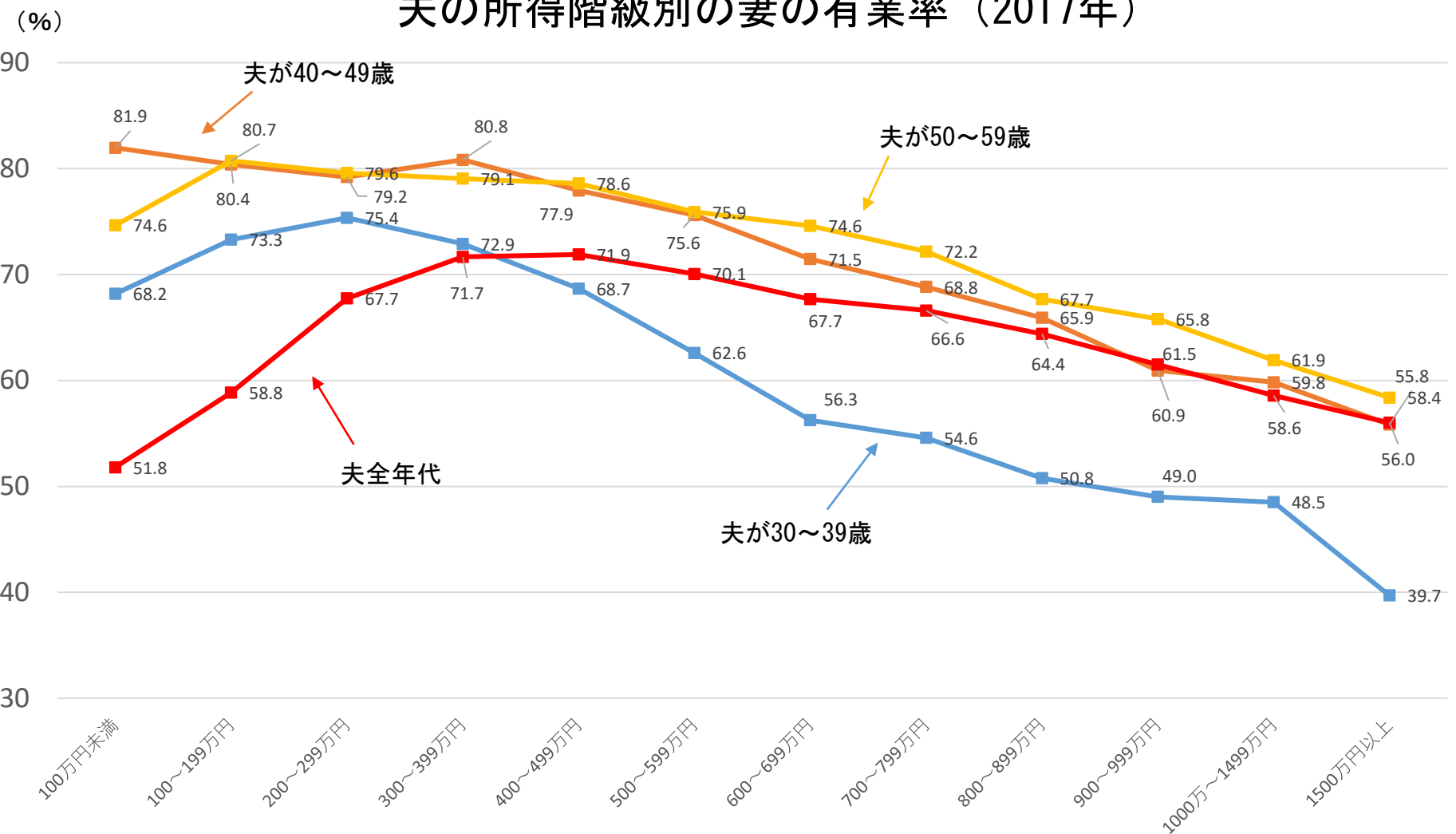


（出典）総務省「就業構造基本調査（2017年）」より内閣府男女共同参画局作成。

夫の所得階級別の妻の有業率

・夫の年齢が30代、40代、50代の、夫の所得階級別の妻の有業率（2017年）を見ると、夫全年代と比べて、夫の所得が高くなるほど妻の有業率が低くなる傾向がみられる。

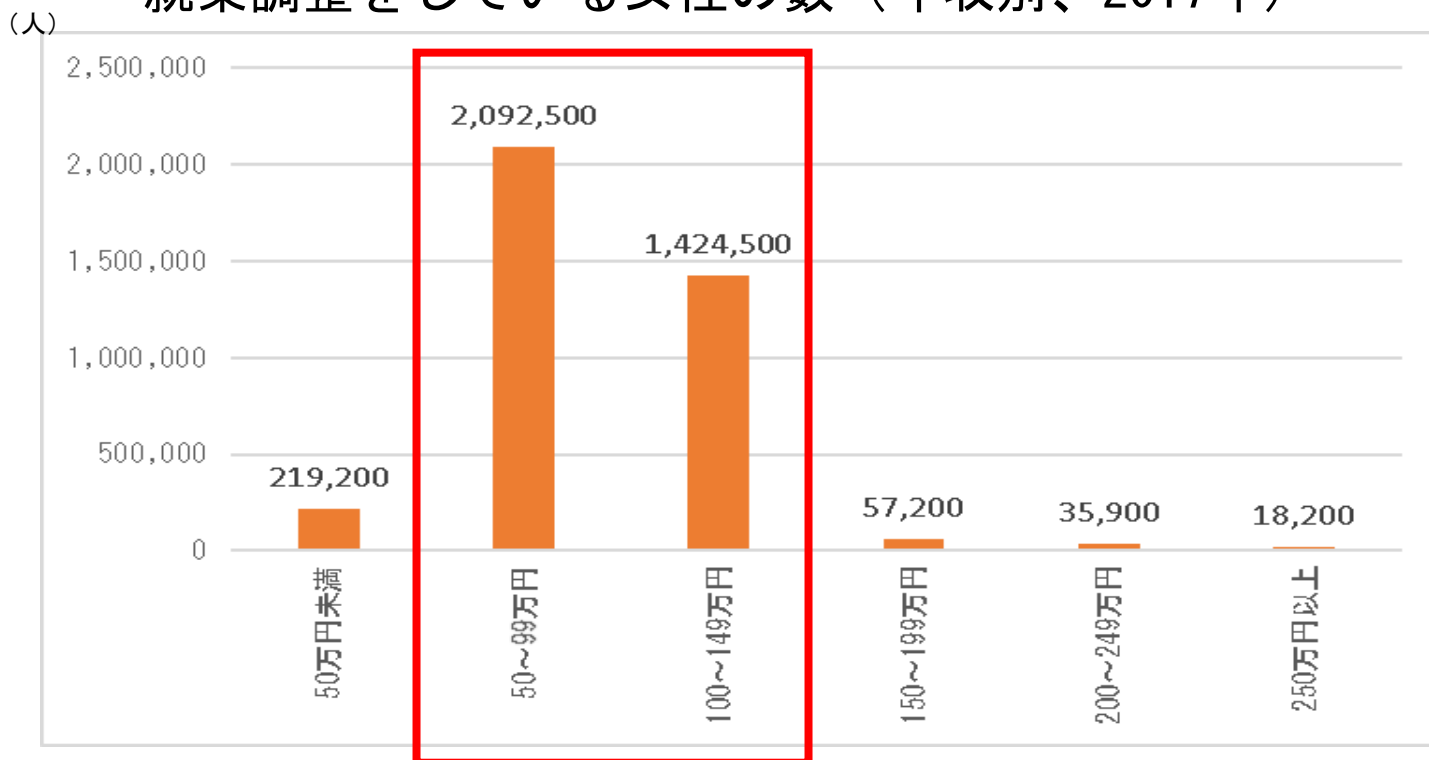
夫の所得階級別の妻の有業率（2017年）



(出典) 総務省「就業構造基本調査（2017年）」より内閣府男女共同参画局作成。

(参考)

就業調整をしている女性の数（年収別、2017年）



（出典）総務省「就業構造基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。「収入を一定の金額以下に抑えるために就業時間や日数を調整していますか」との問いに対する「している」との回答を集計。

| | |
|---------------|------------|
| 就業調整をしている（女性） | 3,862,100人 |
|---------------|------------|

| | |
|----------------|------------|
| 就業調整をしていない（女性） | 5,209,100人 |
|----------------|------------|

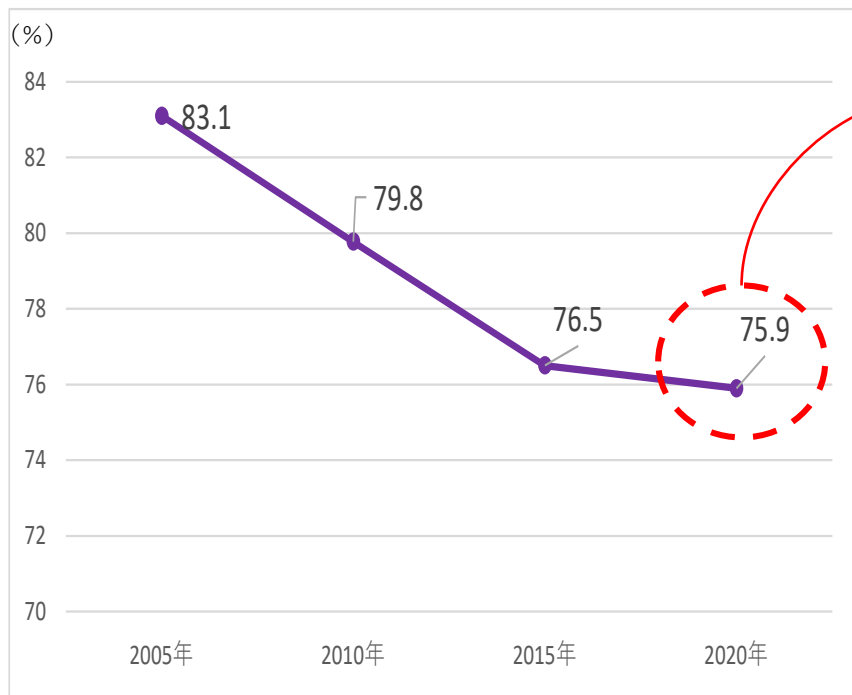
（出典）総務省「就業構造基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

(参考)

○家族手当を支給している企業は減少傾向にあるが、依然として4分の3を占めている。

○令和2年（2020年）においては、配偶者に家族手当を支給している企業のうち、配偶者の収入による制限がある企業は85.6%。その多くが103万円（45.0%）又は130万円（31.7%）を収入制限にしている。

家族手当を支給している企業



| | |
|----------------|-------|
| 配偶者に家族手当を支給する | 79.1% |
| 配偶者に家族手当を支給しない | 20.9% |

| | |
|----------------|--------------|
| 配偶者の収入による制限がある | 85.6% (100%) |
| 103万円 | (45.0%) |
| 130万円 | (31.7%) |
| 150万円 | (9.4%) |
| その他 | (13.9%) |
| 配偶者の収入による制限がない | 14.4% |

（出典）人事院「職種別民間給与実態調査」（各年）より内閣府男女共同参画局作成。

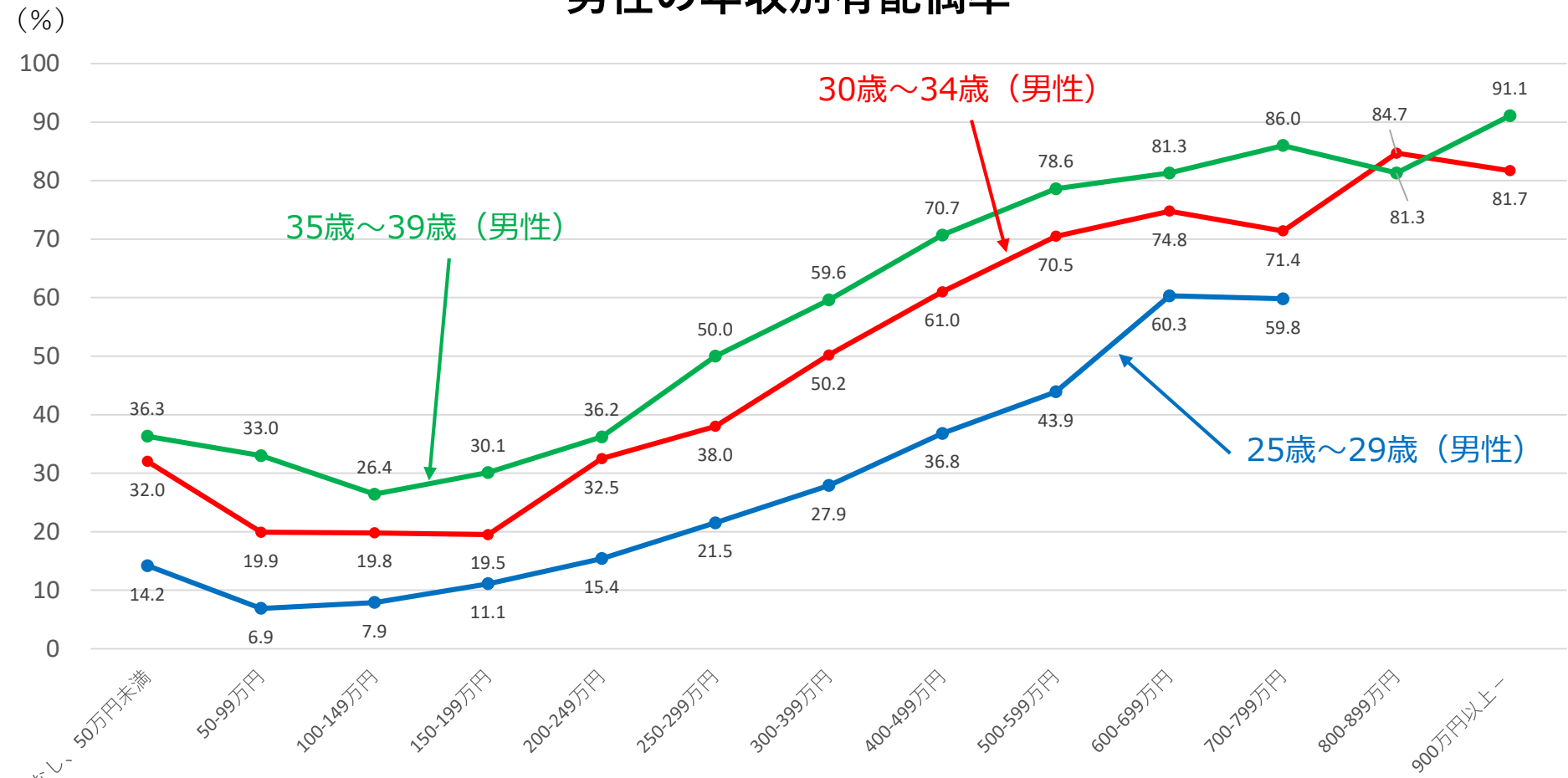
（出典）人事院「職種別民間給与実態調査」（令和2年）より内閣府男女共同参画局作成。

9. 所得と有配偶率の関係

年収別の有配偶率（男性）

・いずれの年齢層でも、一定水準までは年収が高い人ほど配偶者のいる割合が高い傾向にある。

男性の年収別有配偶率

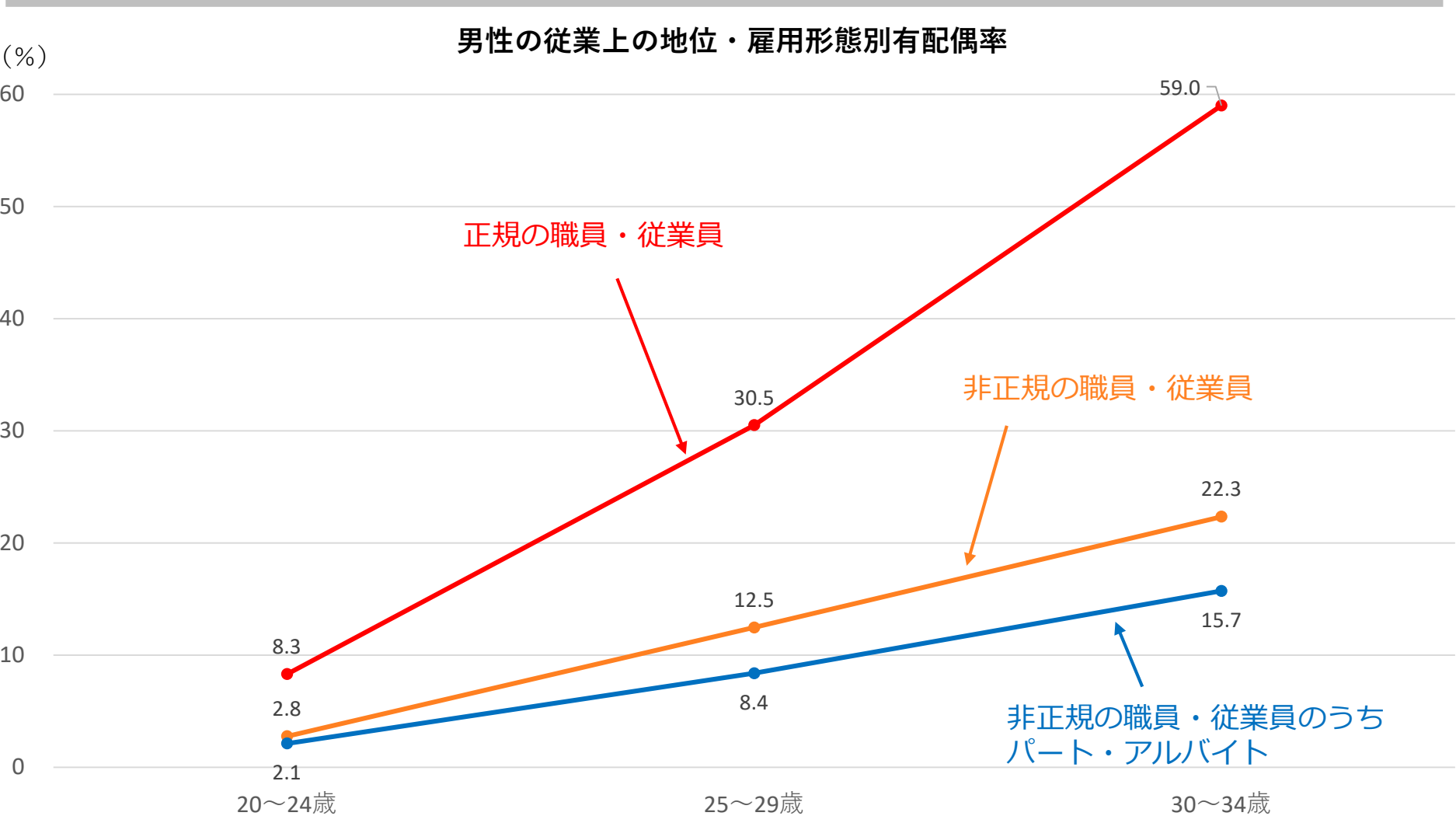


(出典) 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③ —平成29年版「就業構造基本調査」より—」(2019年)を基に内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 25歳～29歳(男性)の800万～899万、900万以上については、サンプル数が少ないため、グラフ上省略している。

従業上の地位・雇用形態別有配偶率（男性）

・ 正規の職員・従業員の方が非正規の職員・従業員に比べて有配偶率が高い。

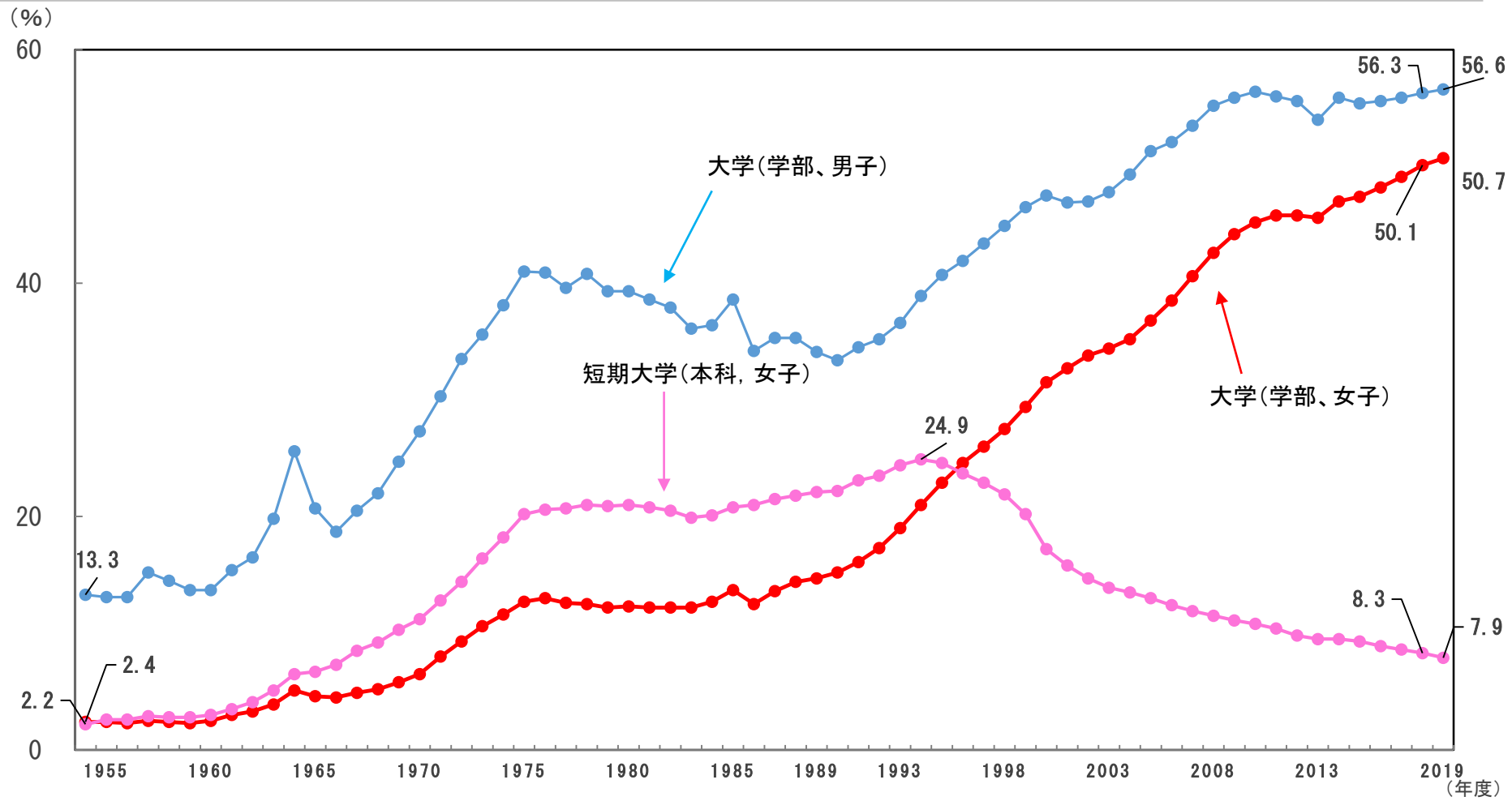


(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。
2. 数値は、未婚でない者の割合。

10. 高等教育を受ける者の状況

男女別進学率の推移

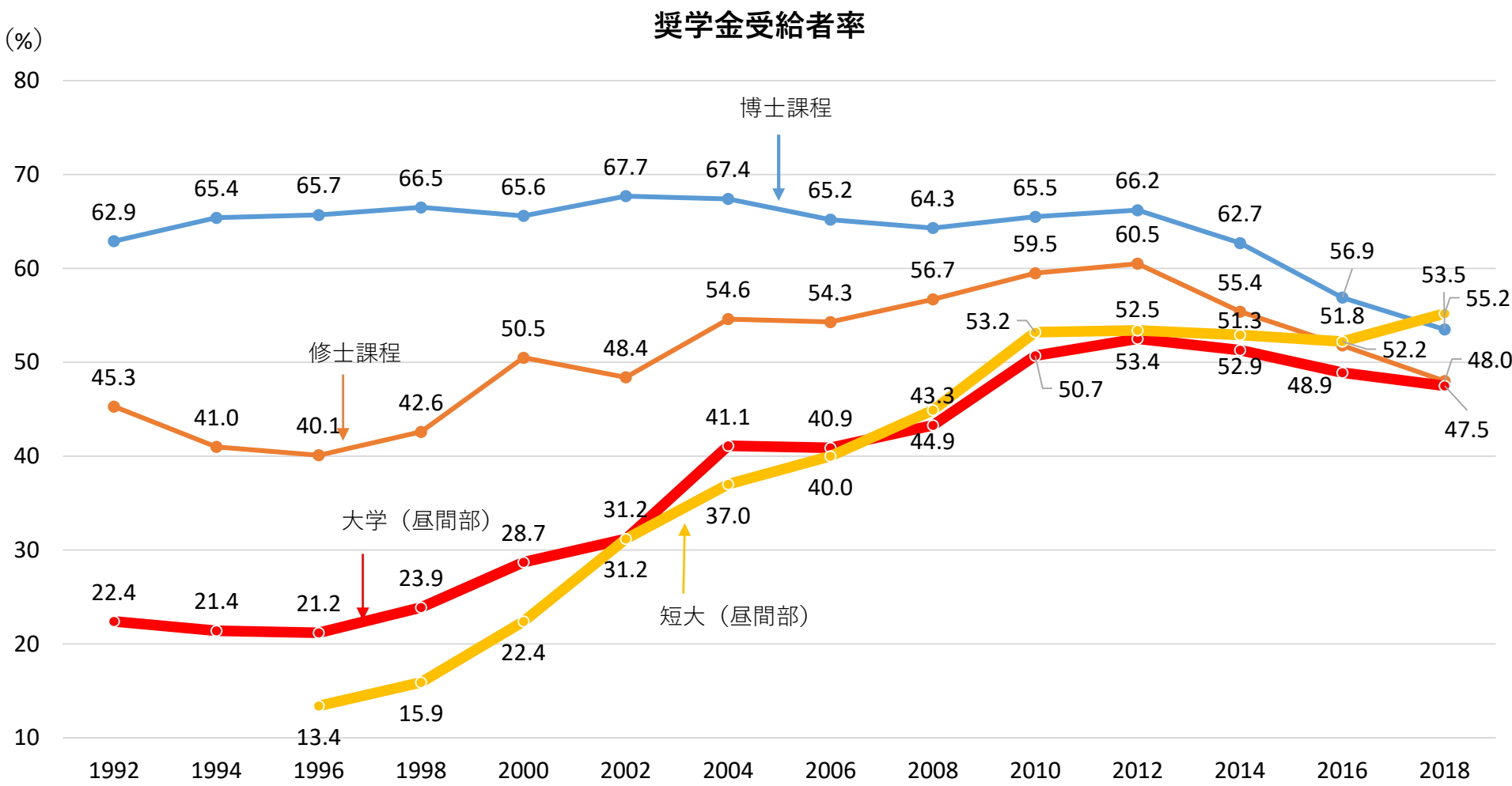
- ・ 大学進学率は、男女ともに1990年代頃から上昇傾向にあり、男女間の進学率の差は縮小している。
- ・ 短期大学（女子）への進学率は1995年にピークを迎え、以降減少傾向にある。



(備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 大学（学部）進学率は、「大学学部入学者数（過年度高卒者等を含む。）」 / 「3年前の中学卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数」×100により算出。ただし、入学者には、大学の通信制への入学者を含まない。

奨学金受給者率

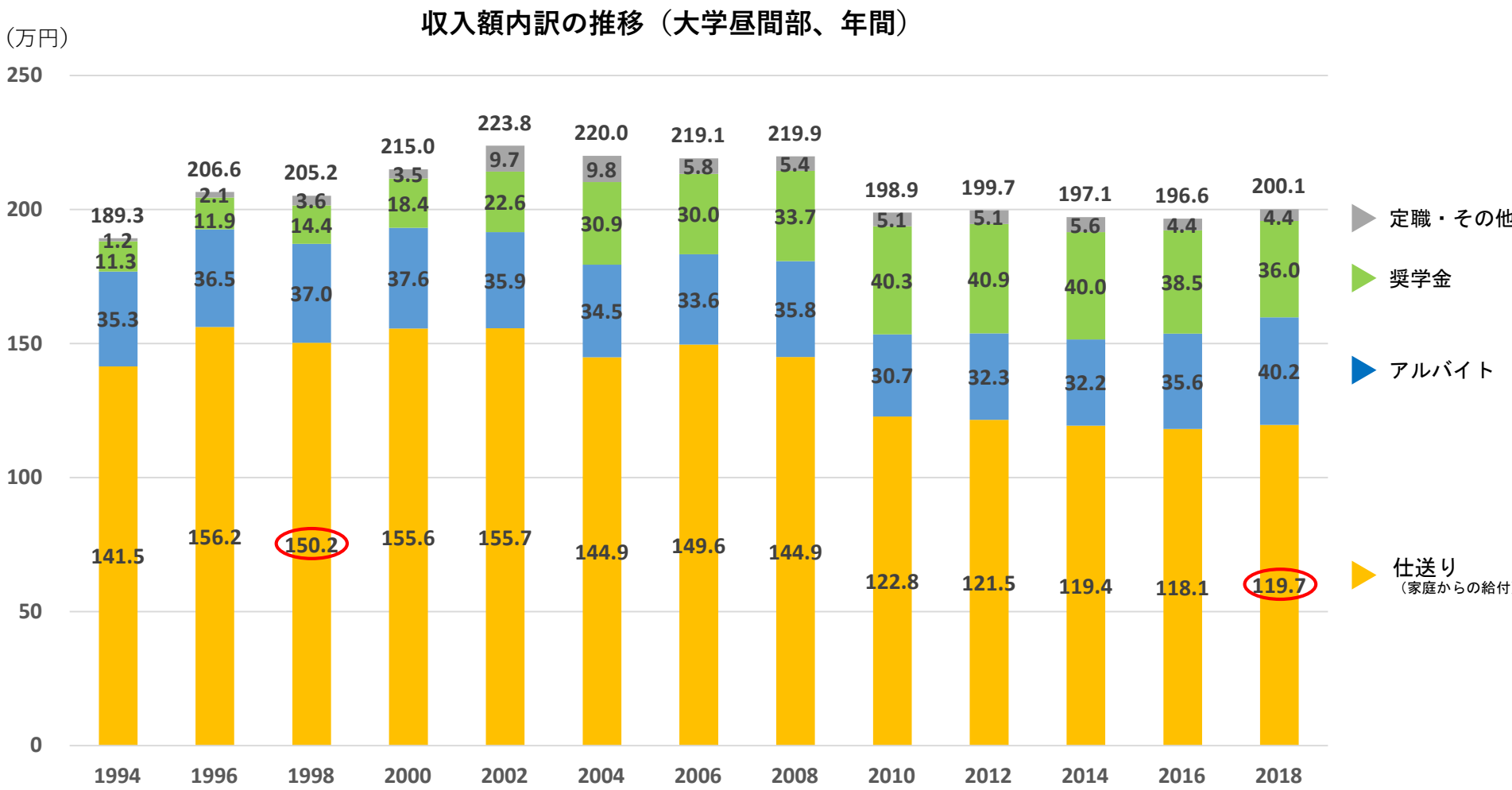
・大学（昼間部）及び短大（昼間部）の奨学金受給者率は、2000年代から上昇し、近年は50%前後で推移。



(備考) 1. 独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 受給者率とは、全学生のうち奨学金を受給している者の割合をいう。

学生収入額の推移

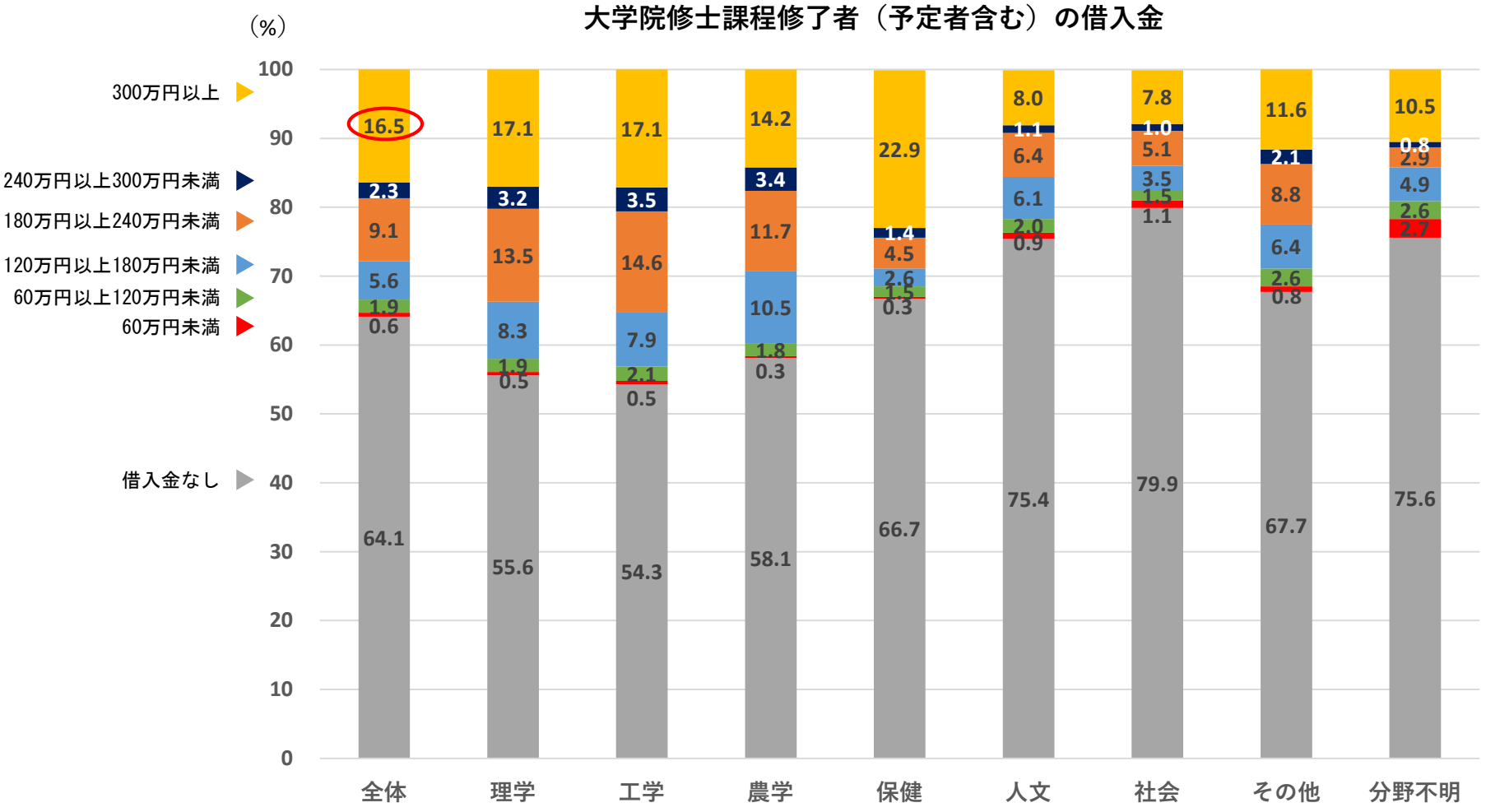
- 20年前に比べ仕送り額（家庭からの給付）は年間約30万円減少している。



(備考) 独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」より内閣府男女共同参画局作成。

大学院修士課程修了者（予定者含む）の借入金

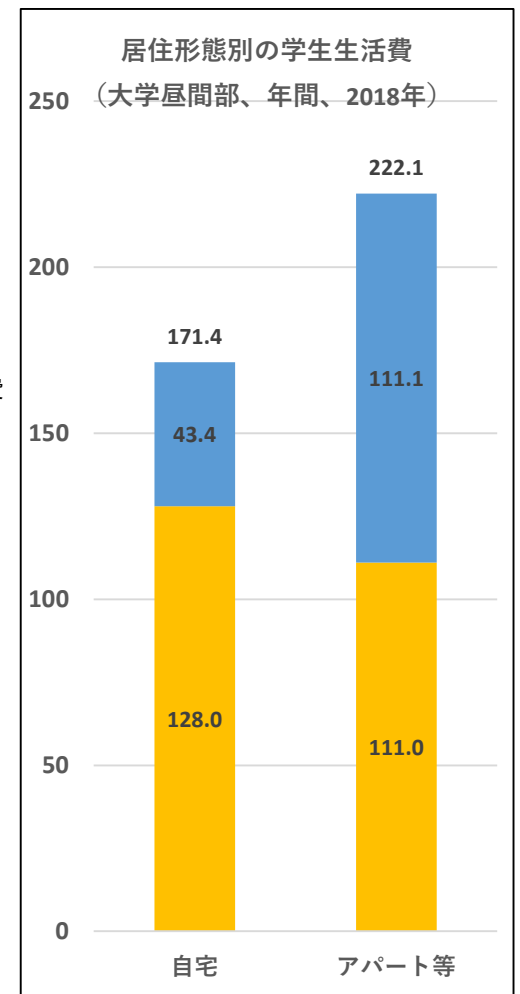
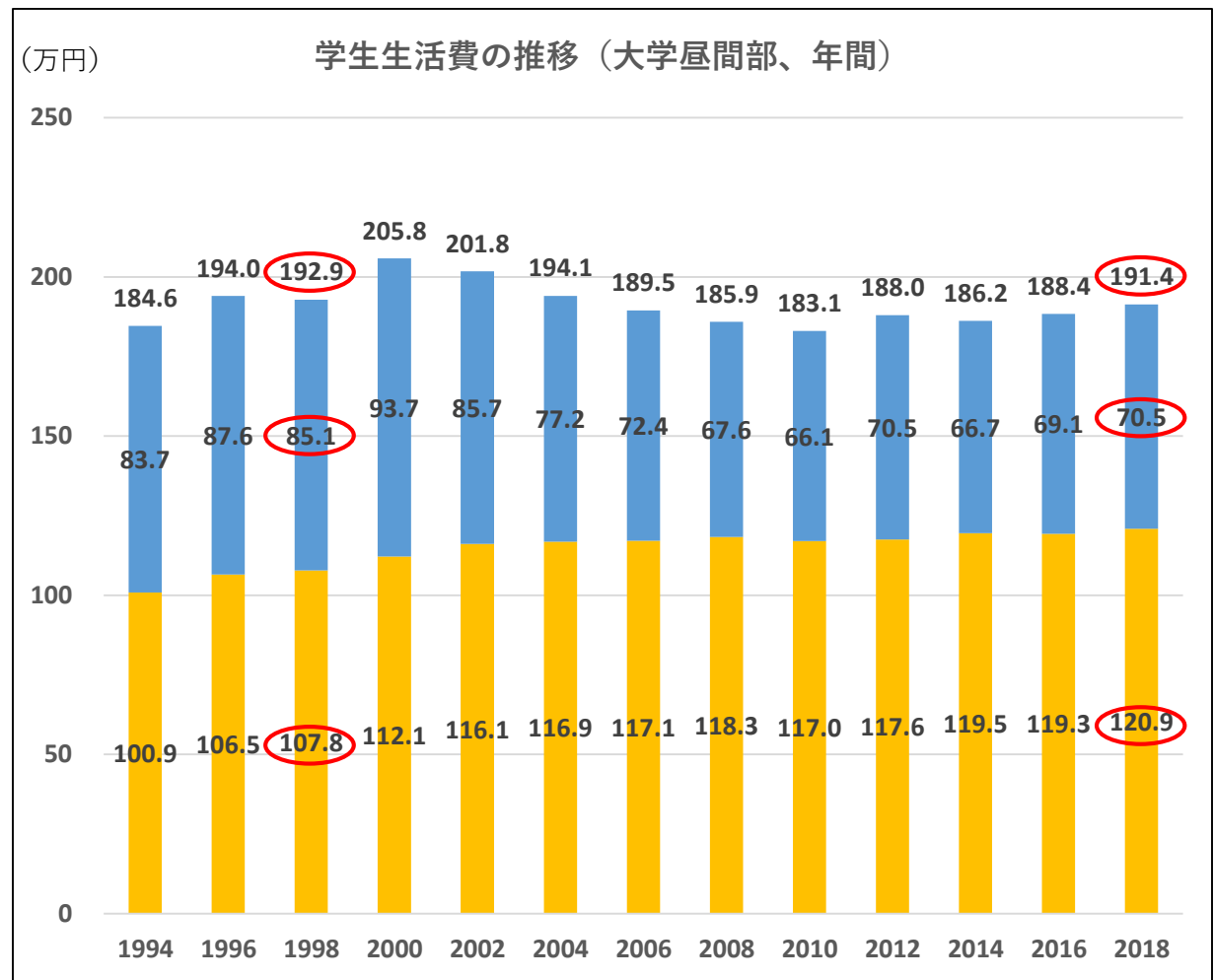
- ・ 大学院修士課程修了者及び修了予定者のうち16.5%が、奨学金などの借入金を300万円以上抱えている。
- ・ 人文・社会科学に比べて、自然科学で借入金額300万円以上と回答した者の割合が顕著に高い。



(備考) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「修士課程（6年制学科を含む）在籍者を起点とした追跡調査」（2021年6月）より内閣府男女共同参画局作成。

学生生活費の推移

- ・この20年間、学生生活費（学費と生活費の合計）が横ばいである一方、生活費は減少している。
- ・自宅から通学する者より、アパート等（下宿、アパート、その他）から通学する者の学生生活費が高い。

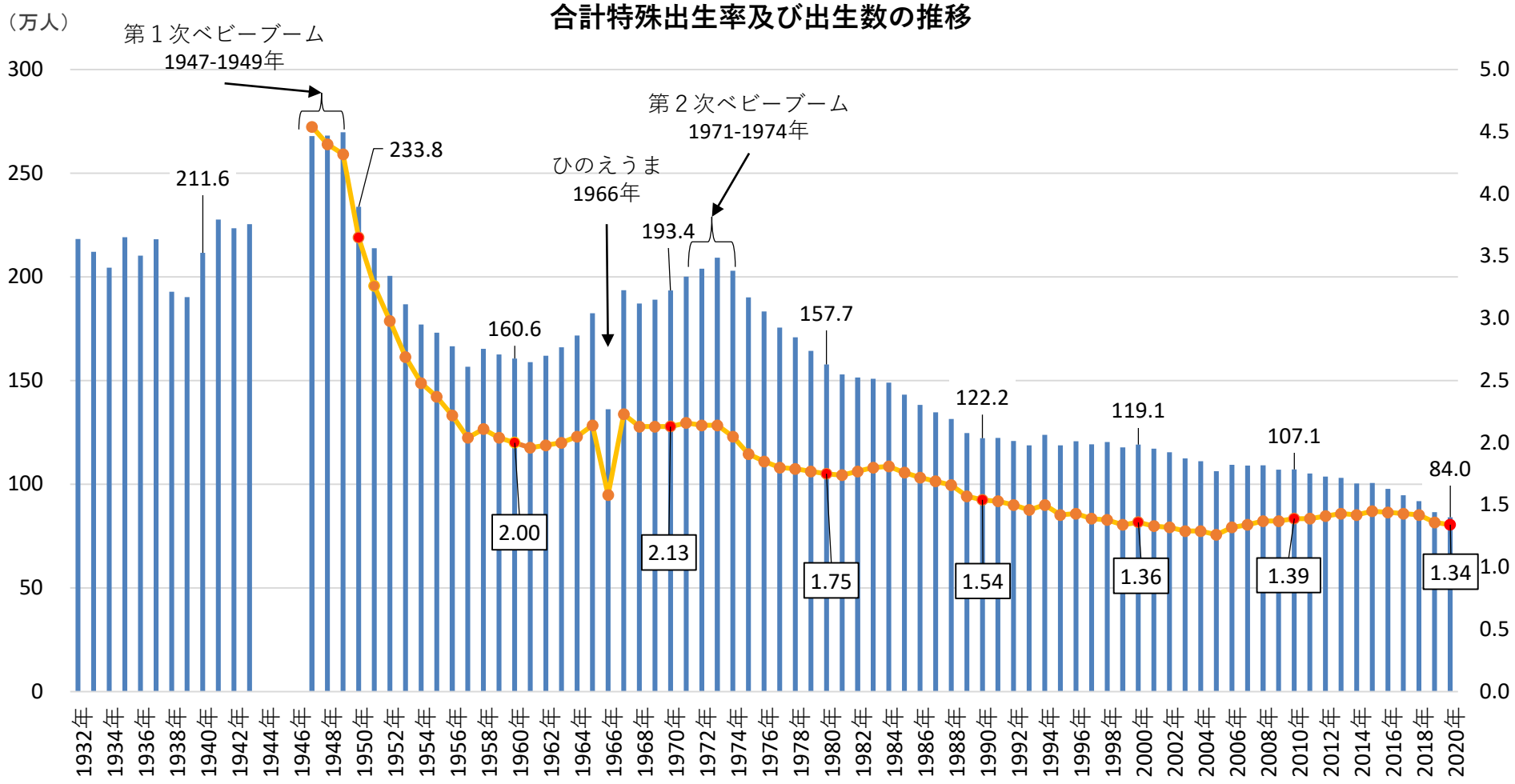


(備考) 1. 独立行政法人日本学生支援機構「学生生活調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 「学費」には、「授業料」「その他学校納付金」「修学費」「課外活動費」「通学費」が含まれる。
 3. 「生活費」には、「食費」「住居・光熱費」「保健衛生費」「娯楽・嗜好費」「その他の日常費」が含まれる。

11. 出生

出生の動向①

- ・ 合計特殊出生率は、近年1.4程度で推移。
- ・ 年間の出生数は、2016年に100万人を割り込み、2020年には84.0万人となった。

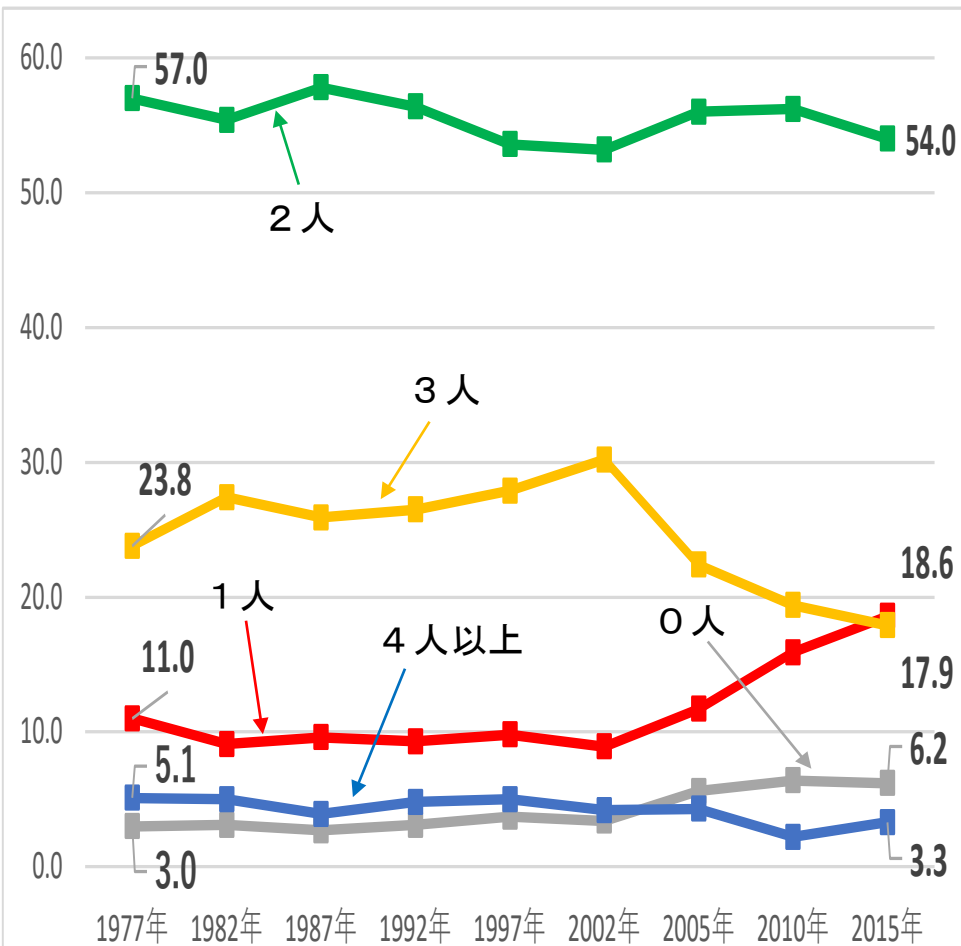


(備考) 1. 厚生労働省「人口動態調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 1944年～1946年までは「人口動態調査」にないため、記載していない。

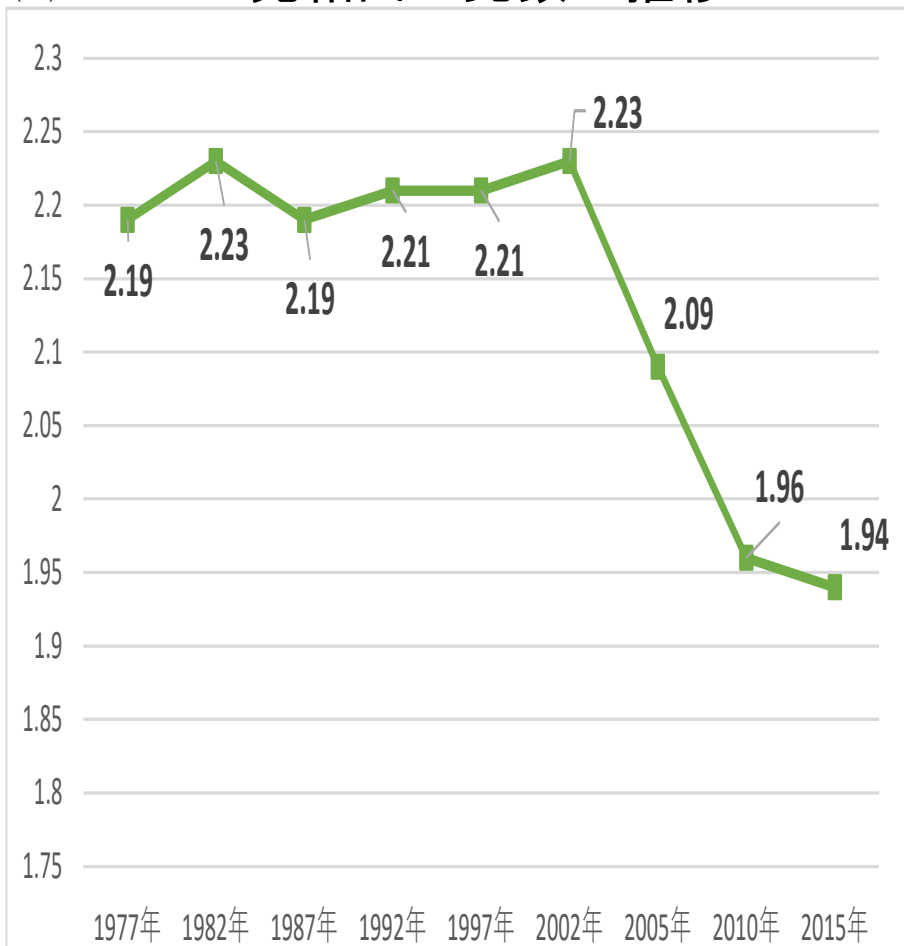
出生の動向②

- ・ 結婚持続期間15～19年の夫婦の出生子ども数を見ると、近年一人っ子が大きく増加。
- ・ 完結出生児数は、1977年から2000年代初頭まで2.2前後で安定が見られるものの、2015年には1.94にまで低下。

夫婦の出生子ども数分布 (結婚持続期間15～19年)の推移



完結出生児数の推移

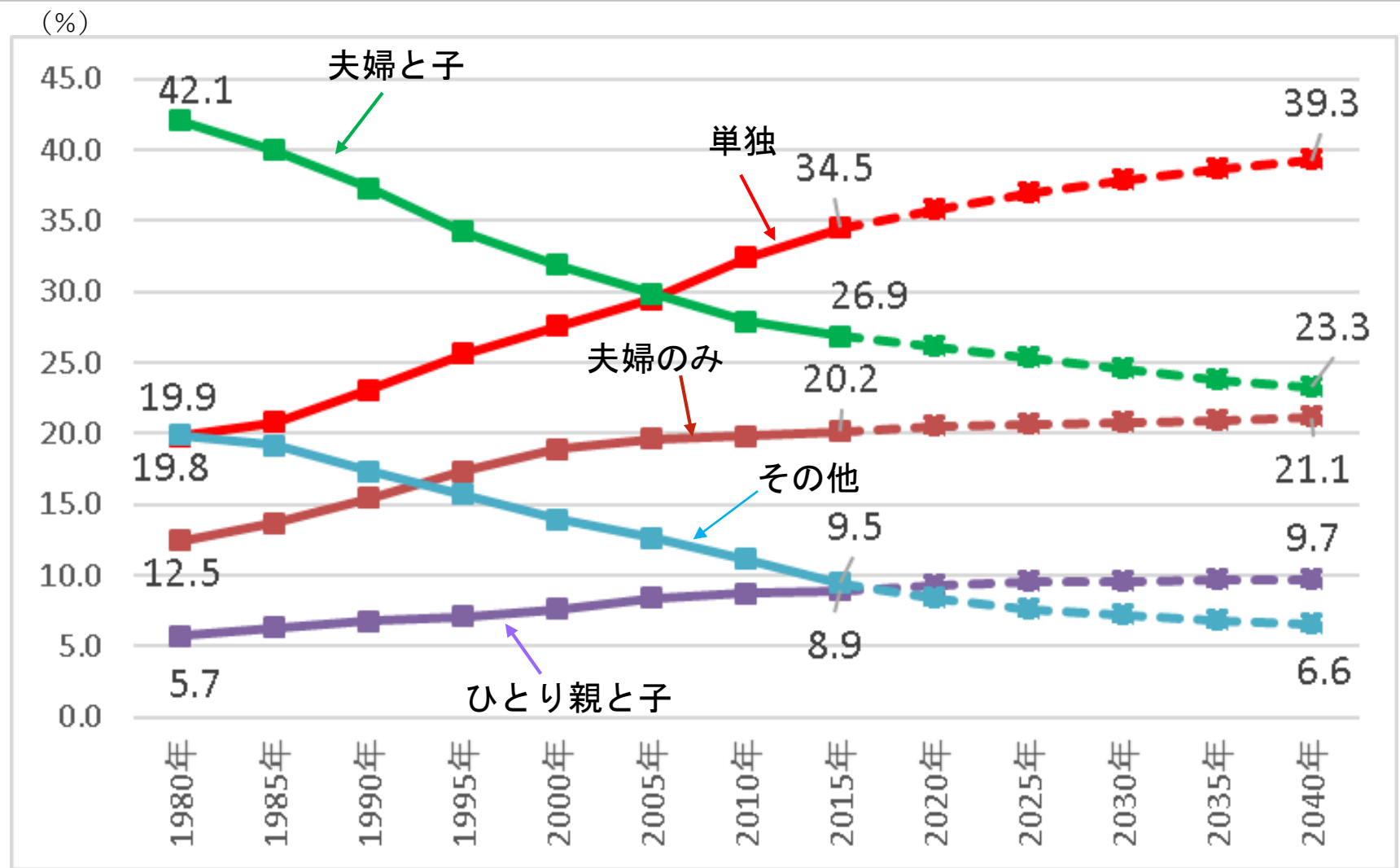


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。

12. 世帯の状況

家族類型別世帯割合

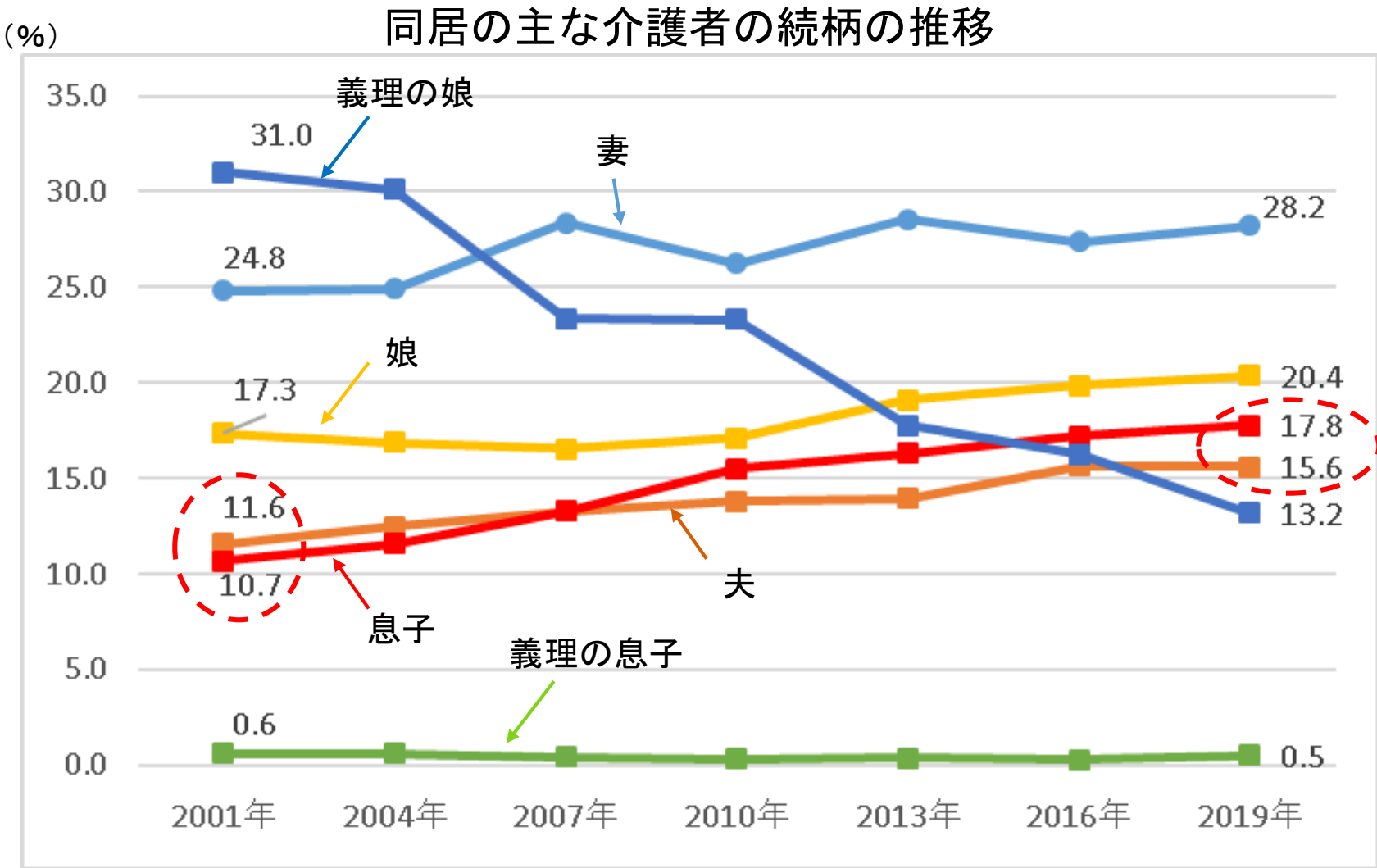
- ・ 単独世帯割合は、2015年に全世帯の1/3を超え、その後も上昇が推計されている。
- ・ 4割を超えていた夫婦と子の世帯は、2015年におよそ1/4にまで減少。



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2020)」、「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018(平成30)年推計)」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続き柄の世帯員であり、成人を含む。

男性介護者の増加

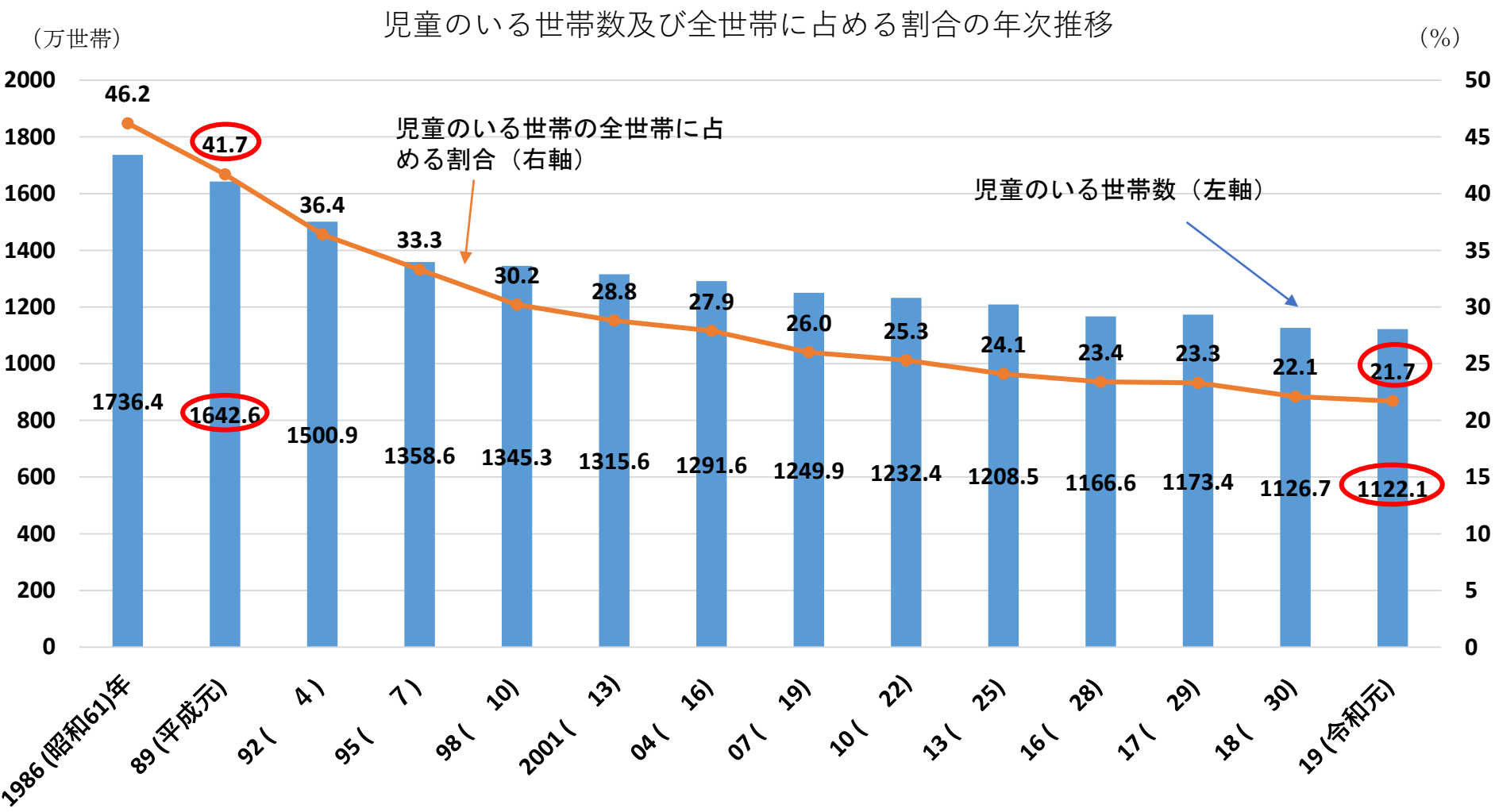
- ・同居の家族介護者に占める義理の娘の割合は、この20年で大きく低下
- ・夫・息子の介護者が増加。特に介護する息子の増加幅が大きい。



(出典) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。

児童のいる世帯数及び全世帯に占める割合の推移

- ・ 児童のいる世帯数は20年前に比べて500万世帯減少している。
- ・ 全世帯に占める割合もおよそ半分まで減少している。



(備考) 厚生労働省「国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局作成。

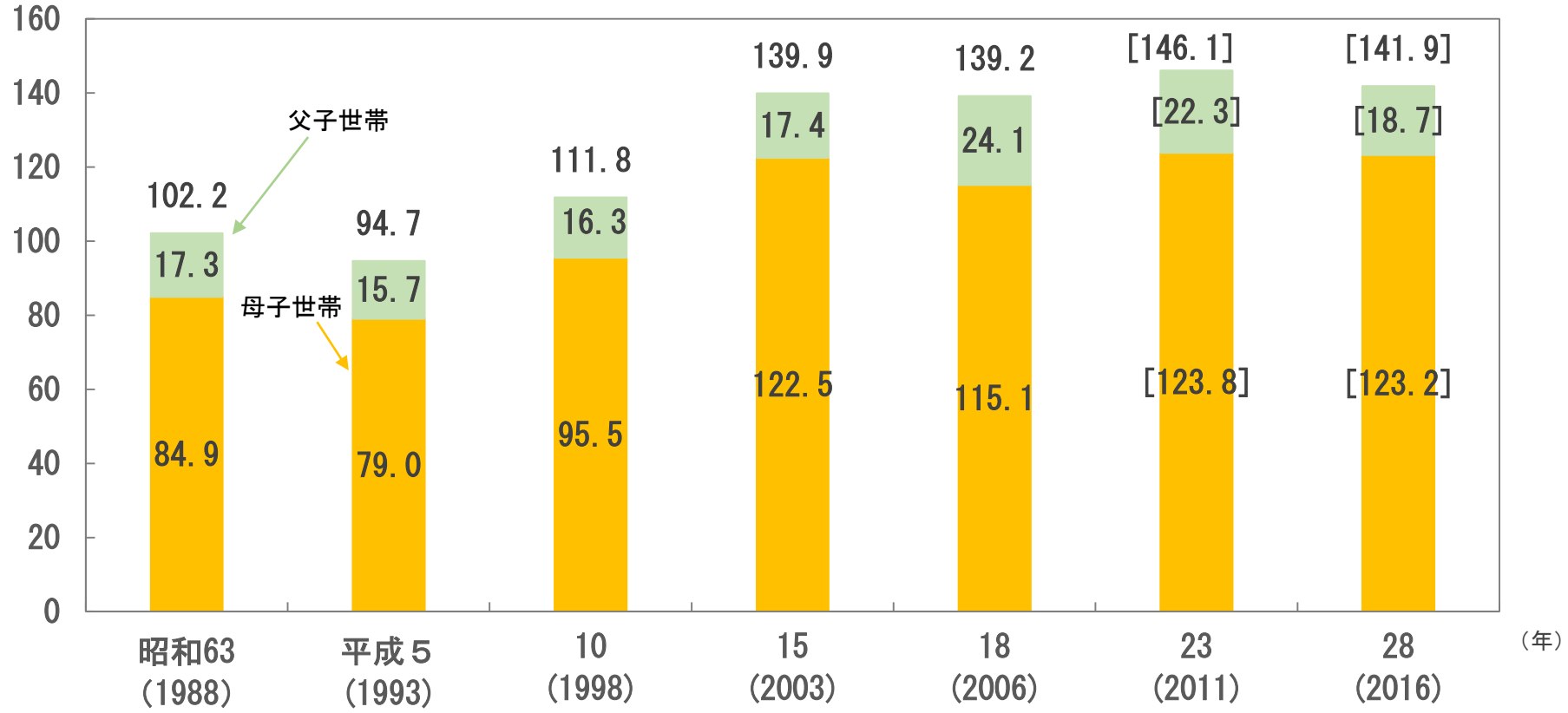
13. ひとり親世帯の状況

母子世帯数及び父子世帯数の推移

・ひとり親世帯数は、およそ30年間で、
母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍に増加している。

(万世帯)

母子世帯数及び父子世帯数の推移

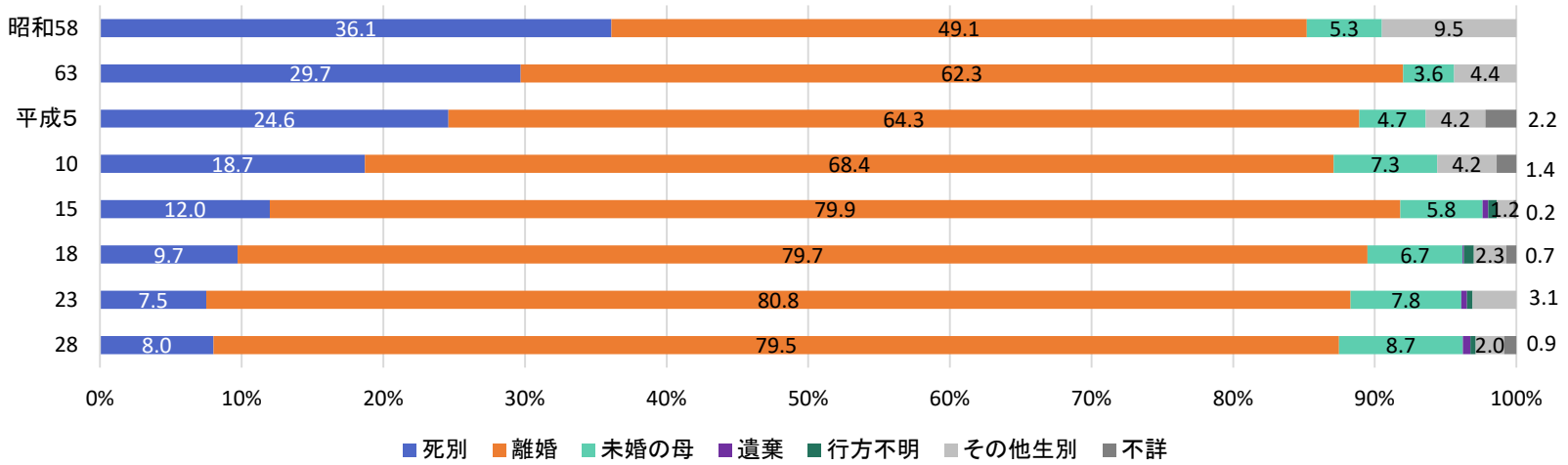


(備考) 1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、平成28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
 2. 各年11月1日現在。
 3. 母子(父子)世帯は、父(又は母)のいない児童(満20歳未満の子供であって、未婚のもの)がその母(又は父)によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
 4. 平成23年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。平成28年値は、熊本県を除く。

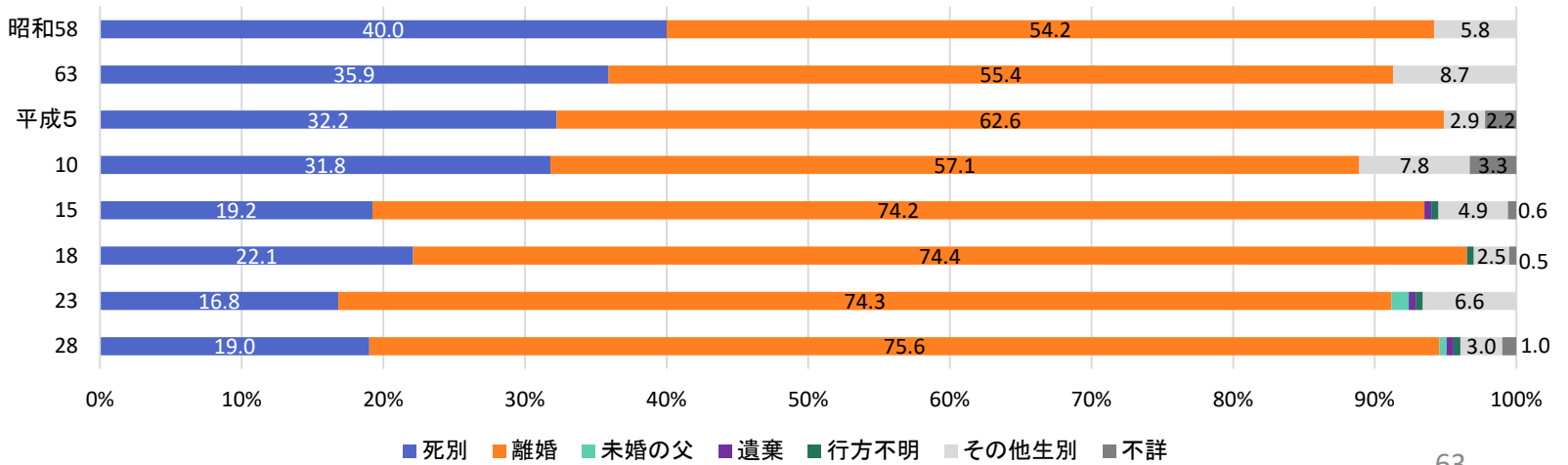
ひとり親世帯になった理由別の世帯構成割合

- 母子世帯、父子世帯ともに、長期的に死別の割合が低下。2016年は、母子世帯の約8割、父子世帯の約4分の3が、離婚によりひとり親世帯となっている。

○ 母子世帯



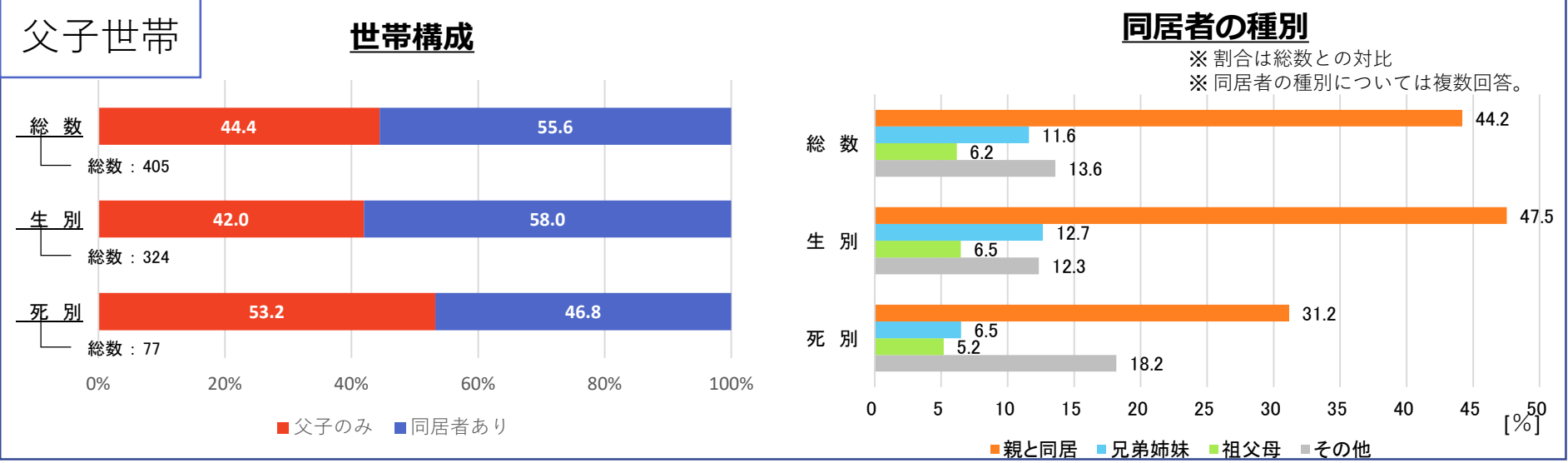
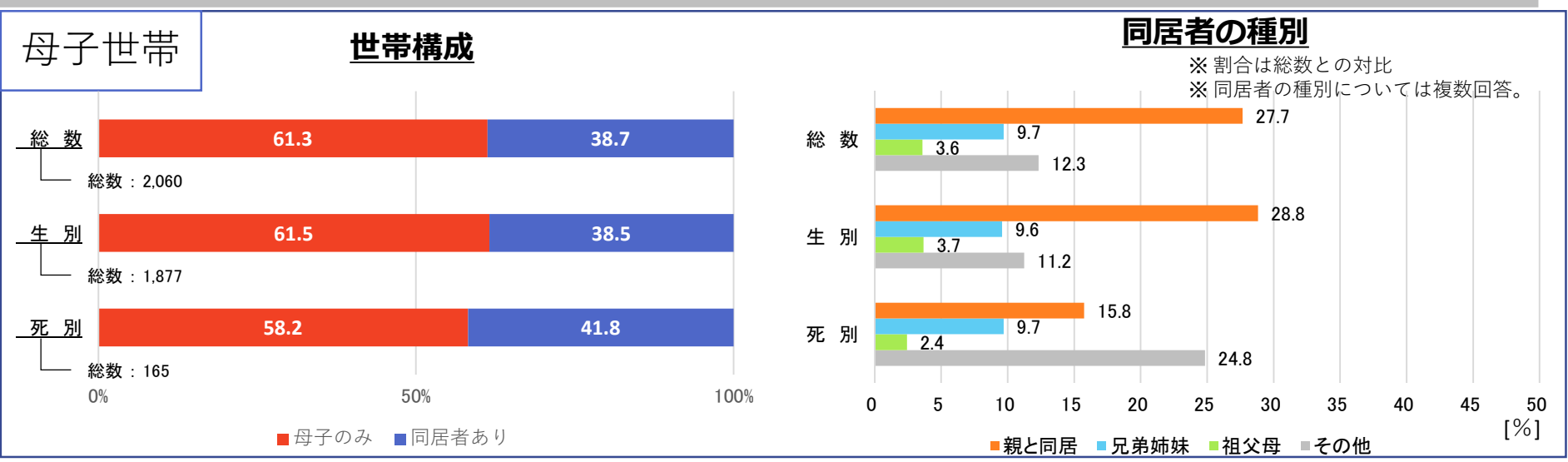
○ 父子世帯



(出典) 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より内閣府男女共同参画局作成。

ひとり親世帯の世帯構成

・子ども以外の同居者がいる父子世帯の約半数が、親と同居している。



(出典) 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 不詳を除いているため、総数と生別・死別の合計は一致しない。